

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～6月）

- 2026年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

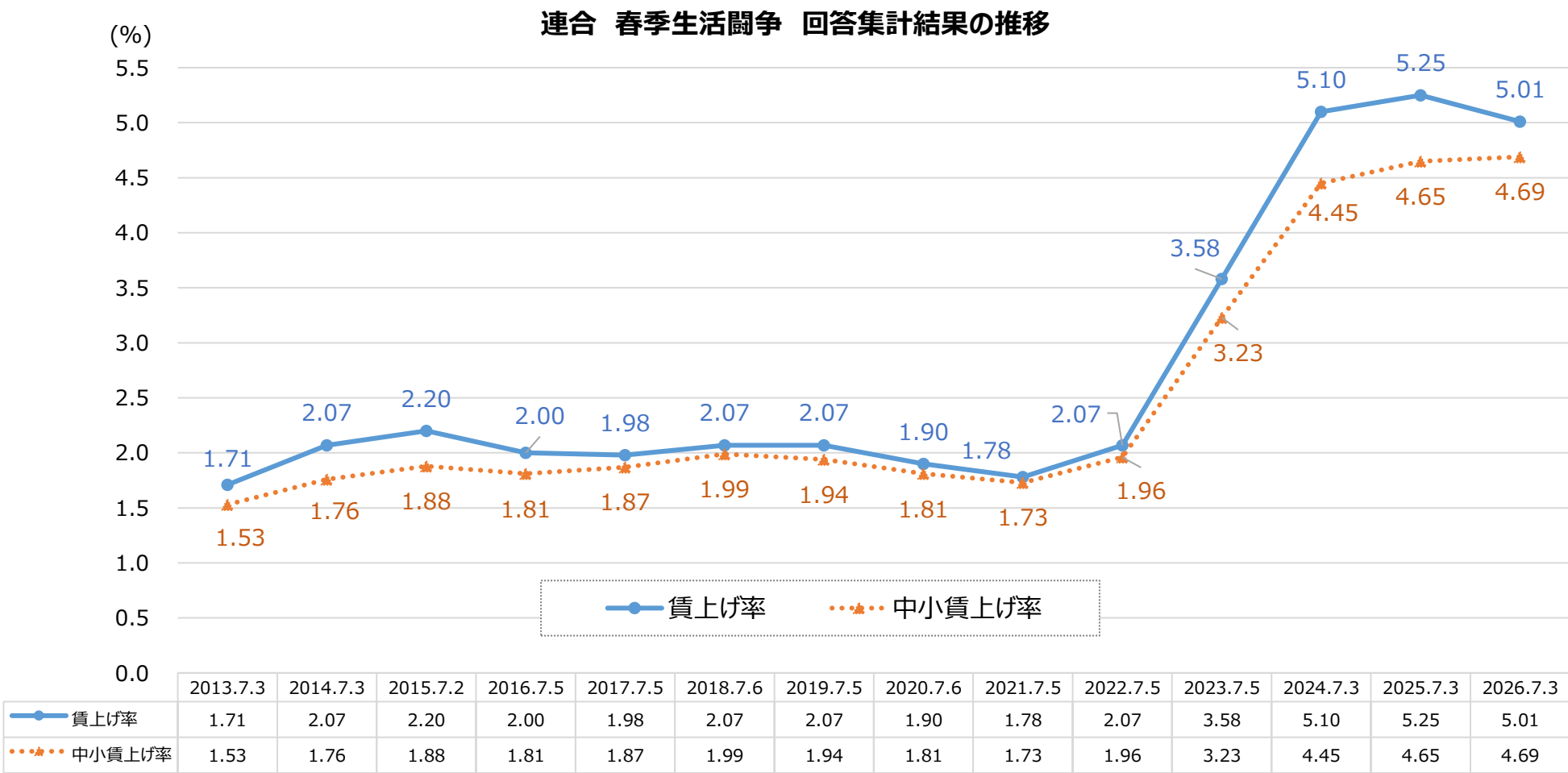
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

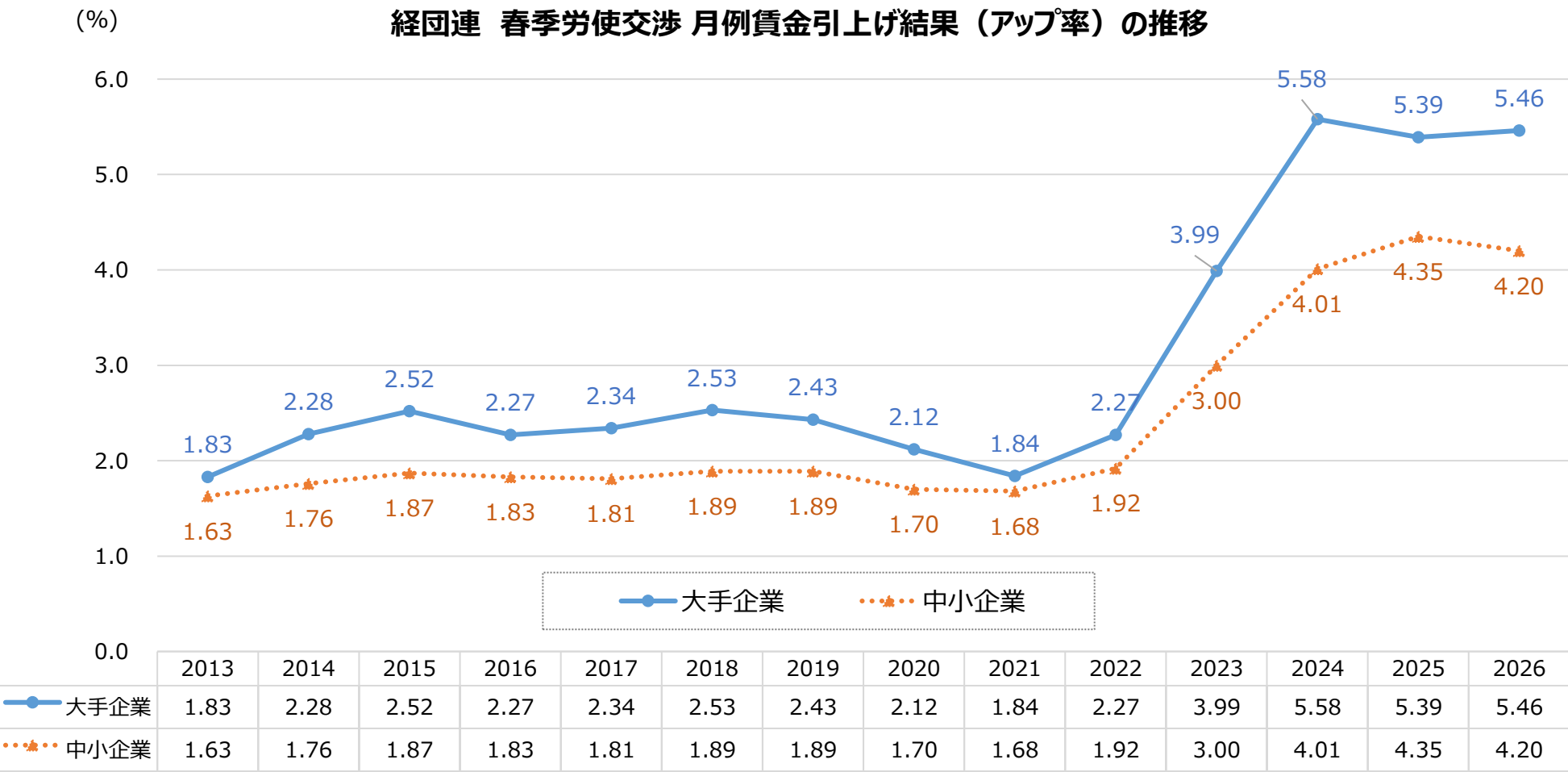
○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

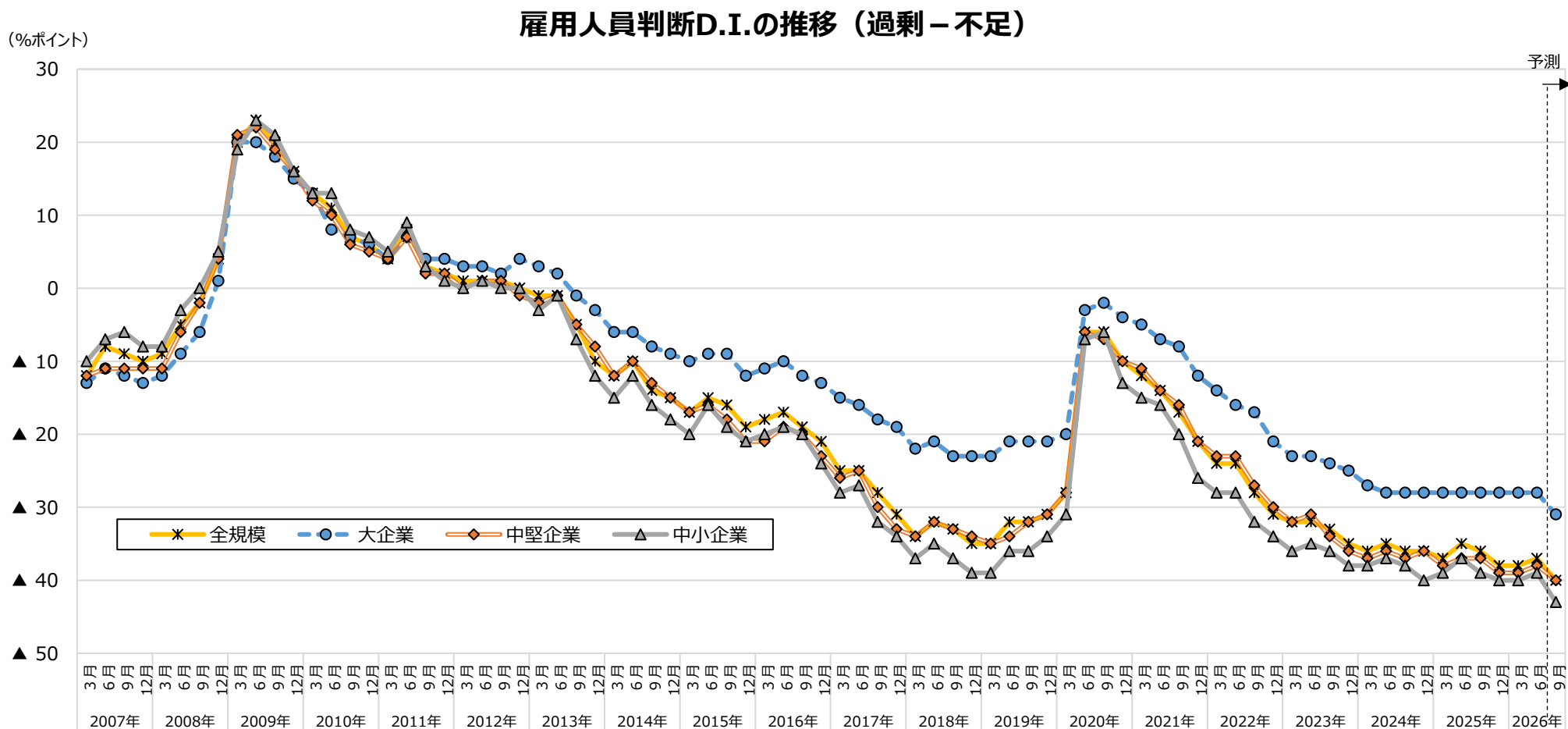
○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

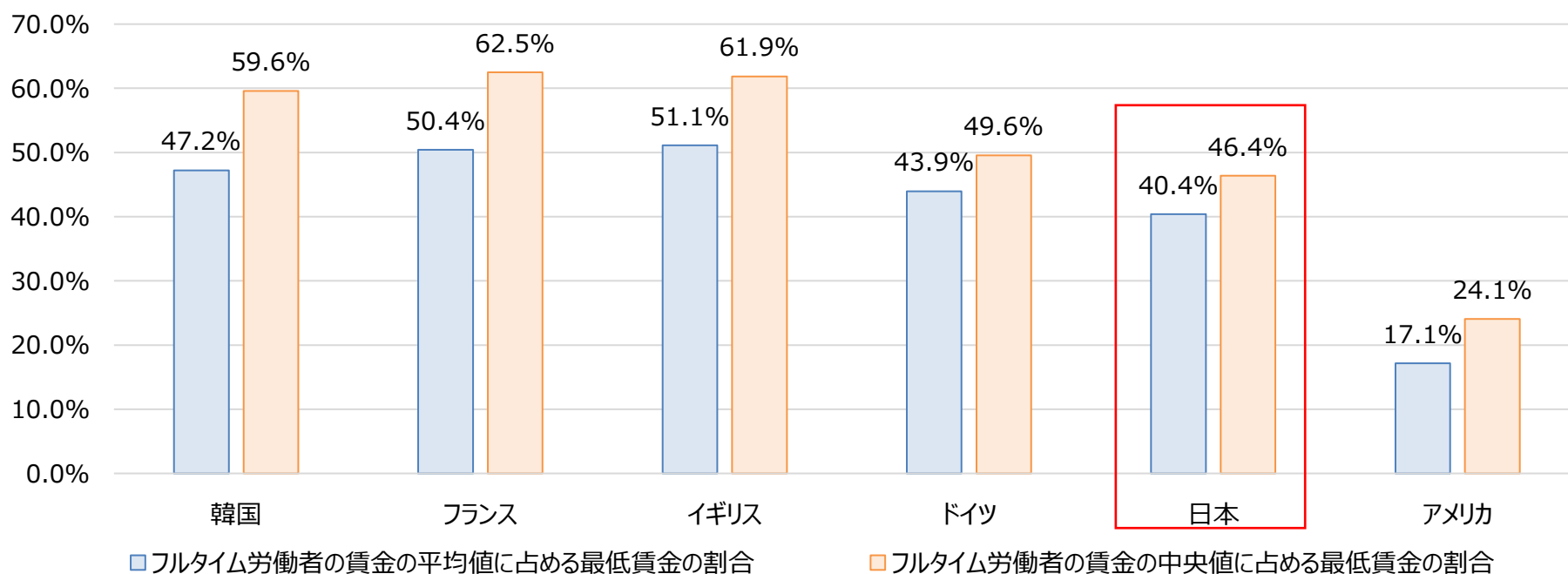
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



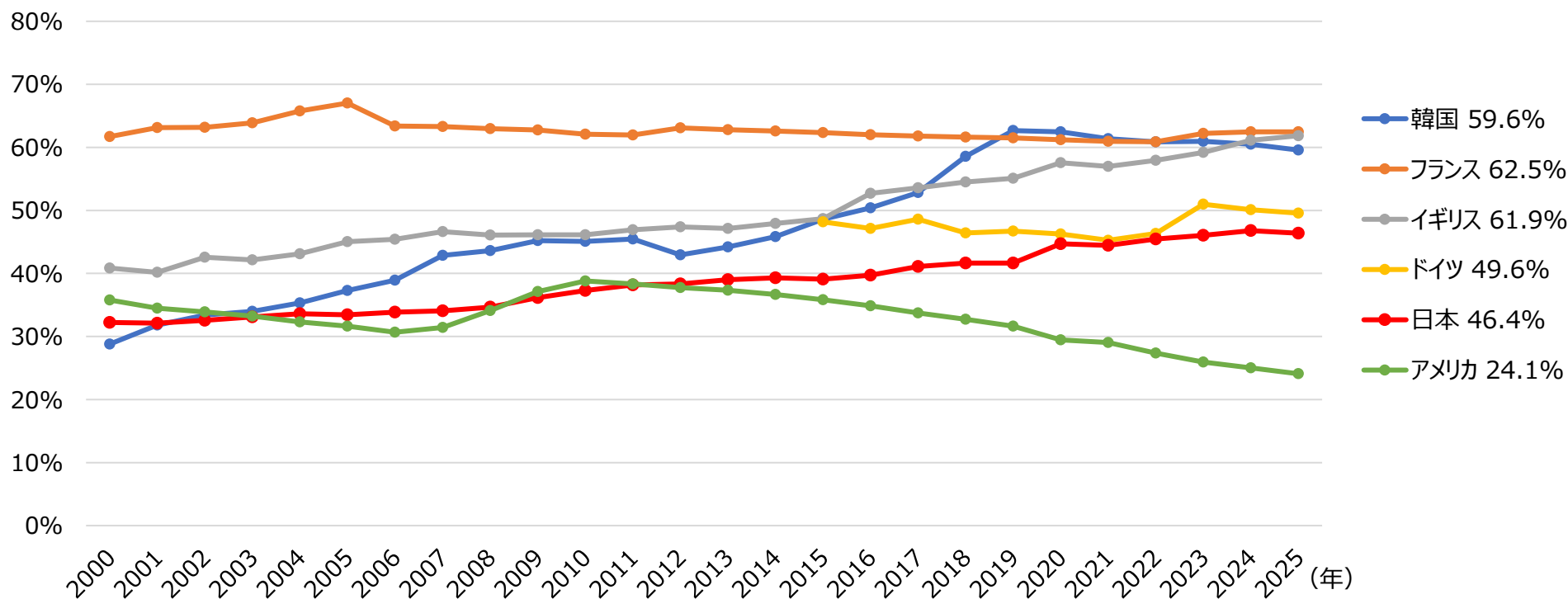
（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注 1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注 2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注 3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



（資料出所）O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10.85ポンド ○16～17歳：8ポンド ○見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢により30～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※2026年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

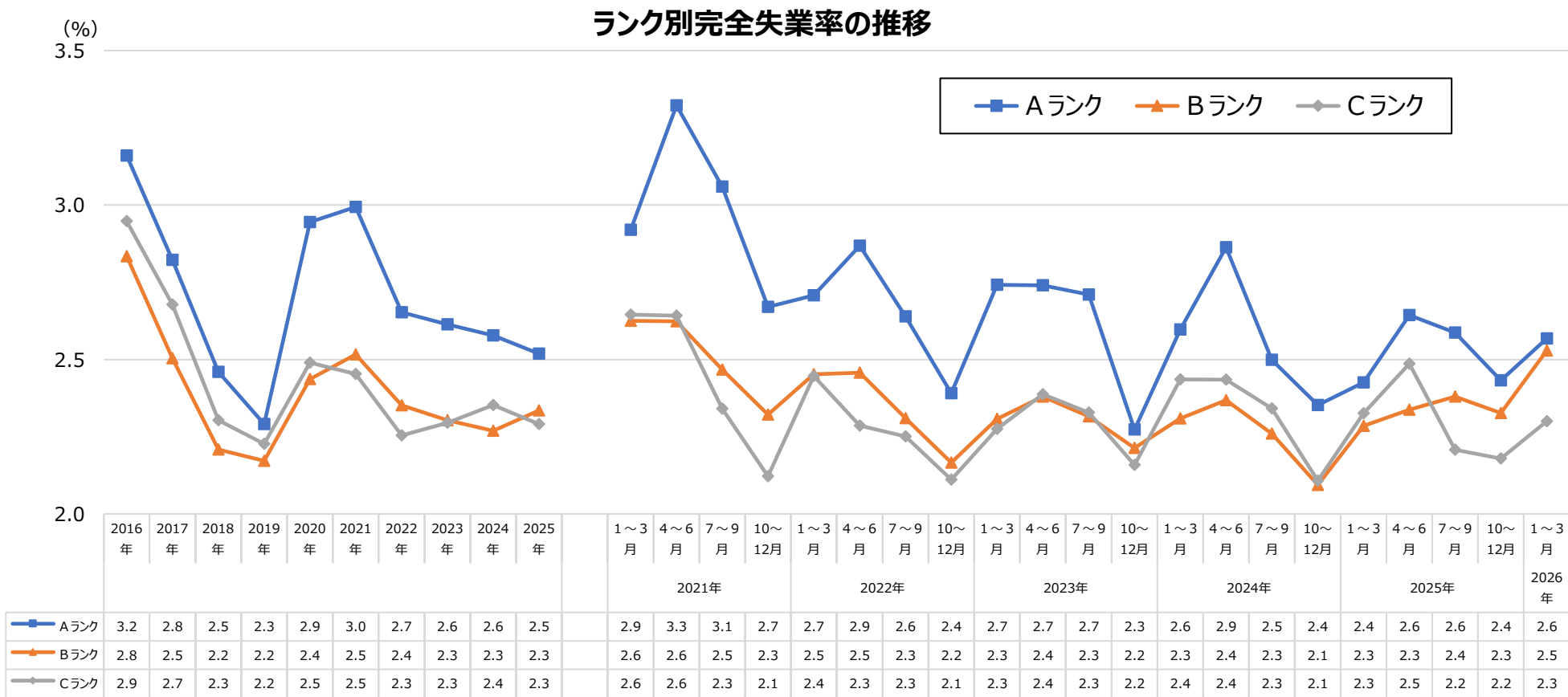
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

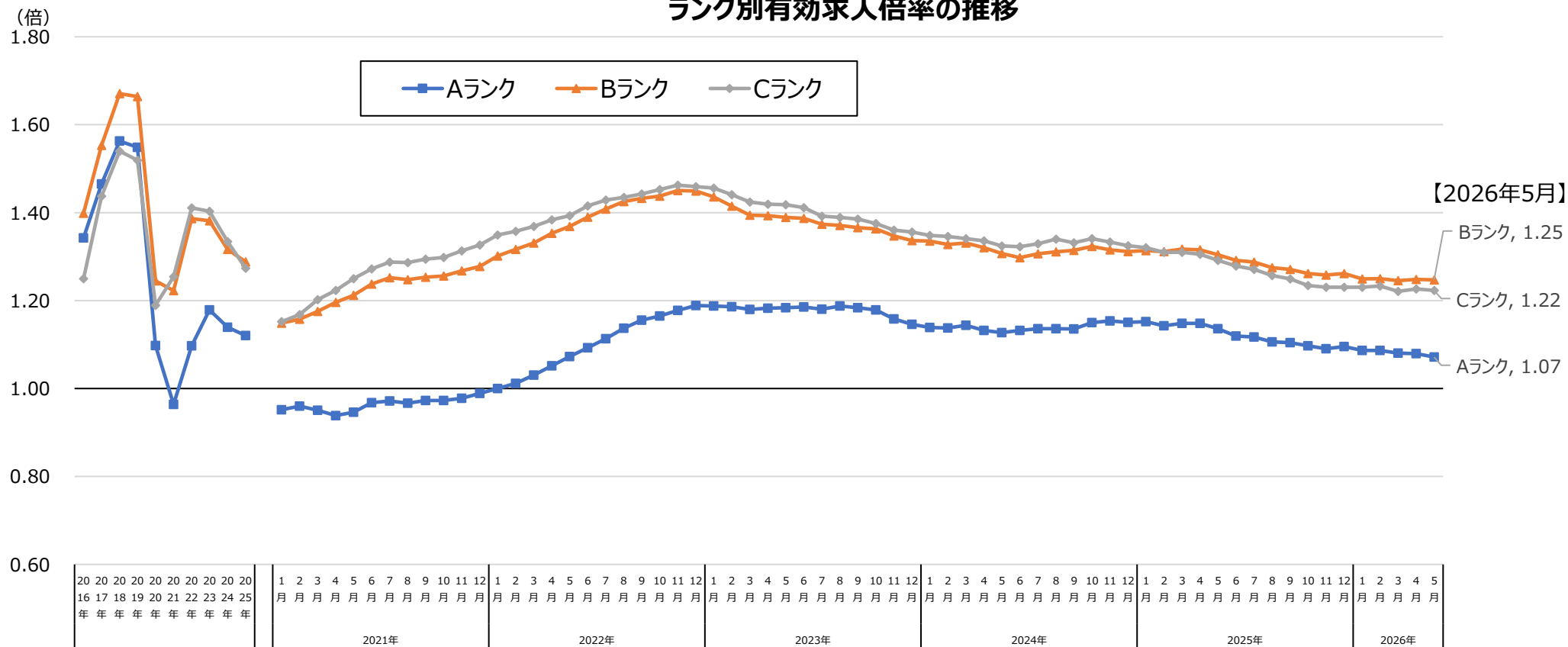


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

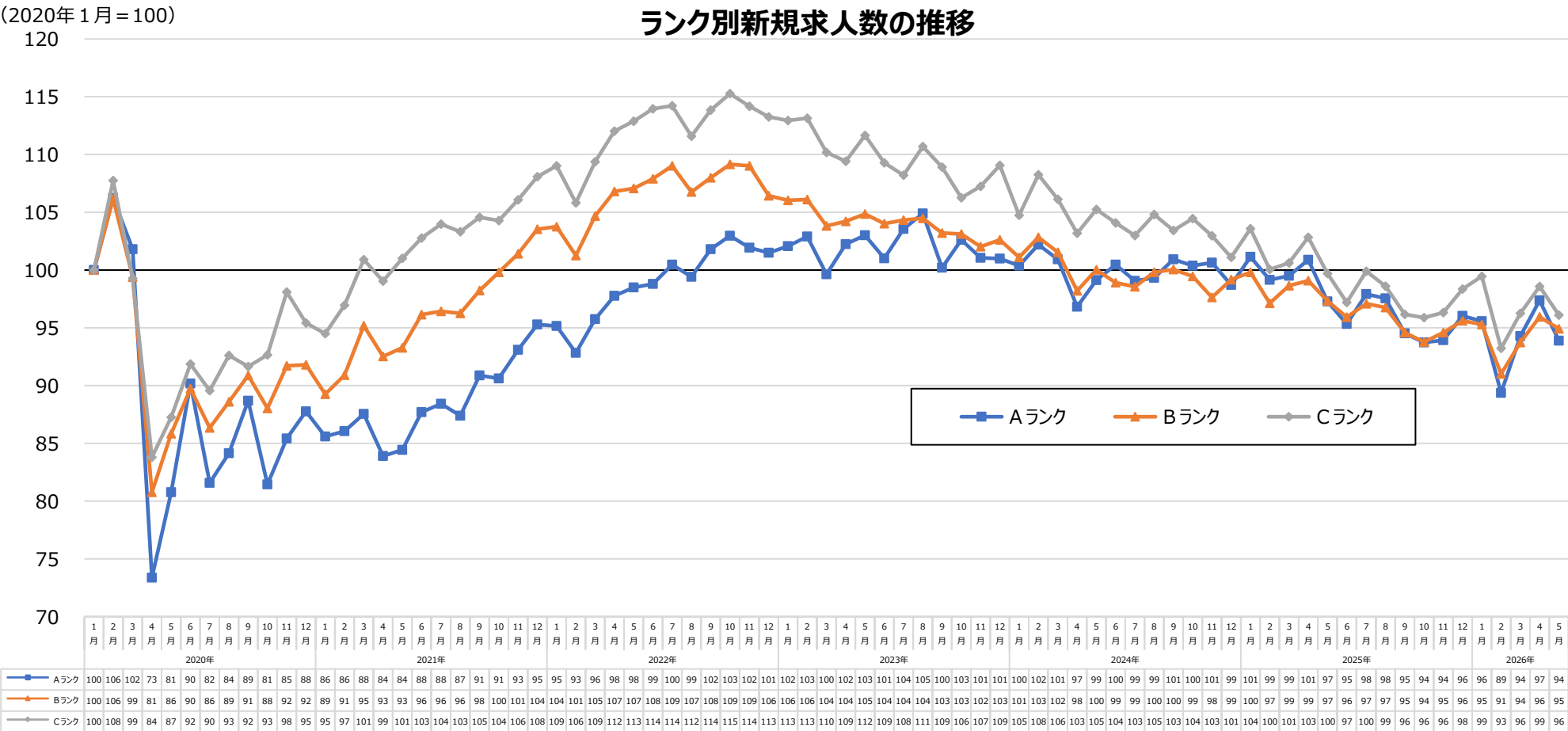
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

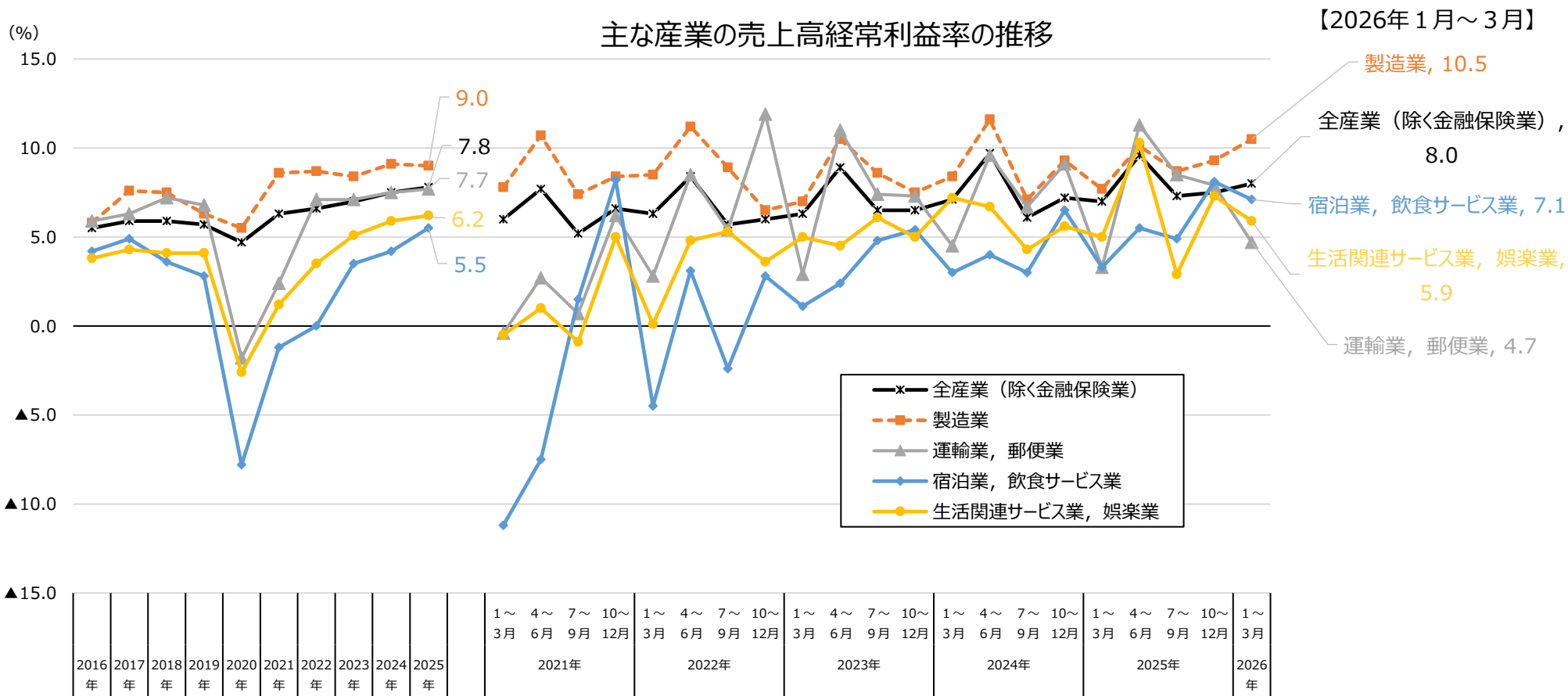
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位：%)	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年					2026 年
						1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	
全産業（除く金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働者派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

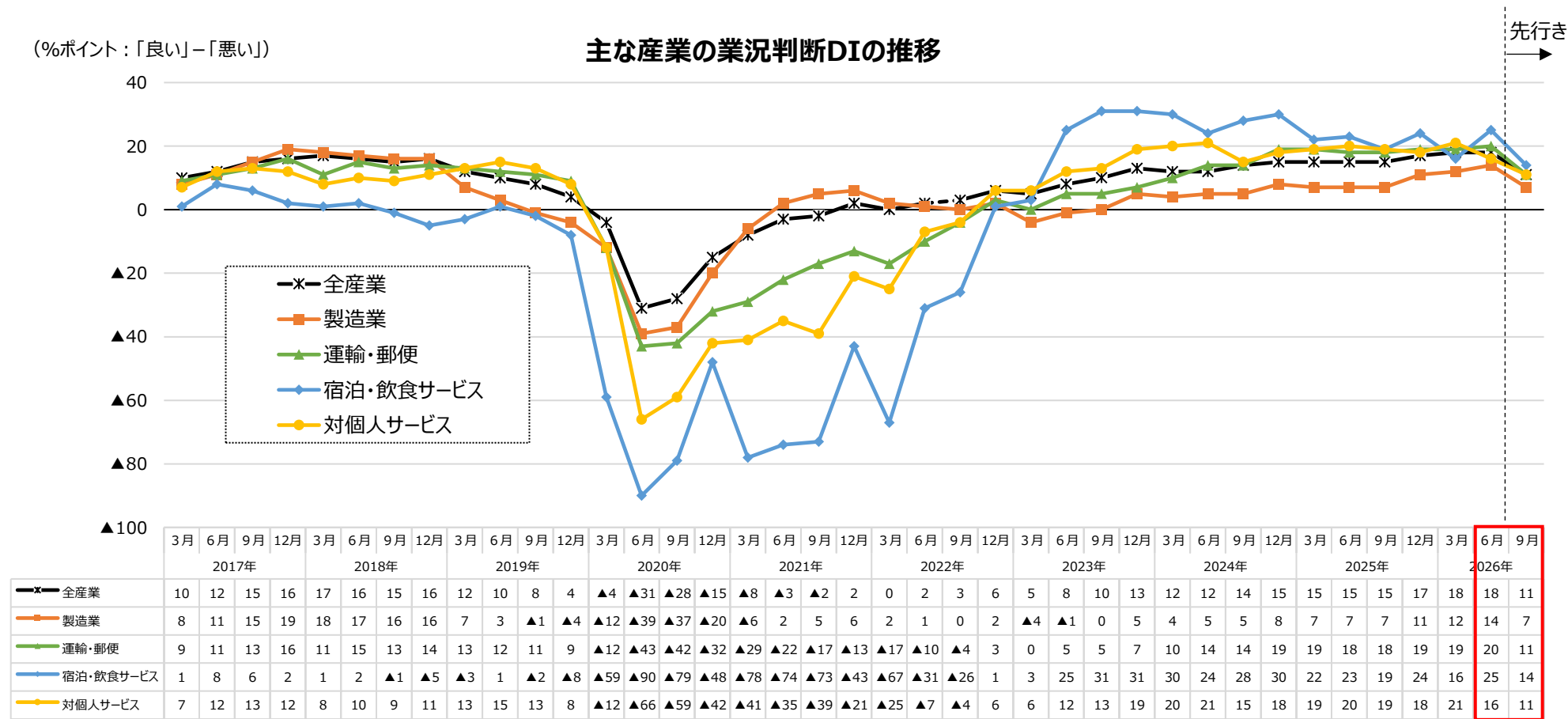
(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

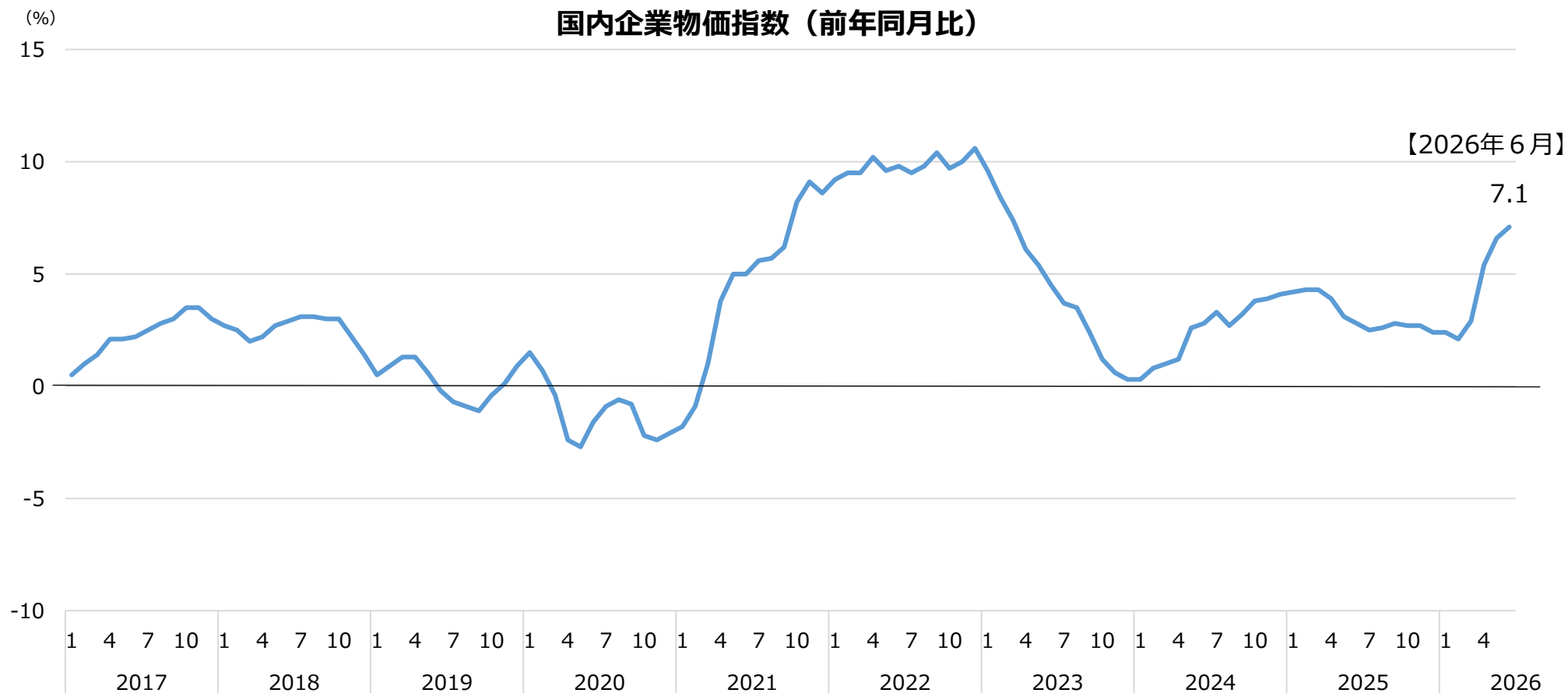
(注) 1. 調査対象は、資本金 2 千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2026 年 6 月の数値は、2026 年 3 月調査による「先行き（3 か月後）の状況」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

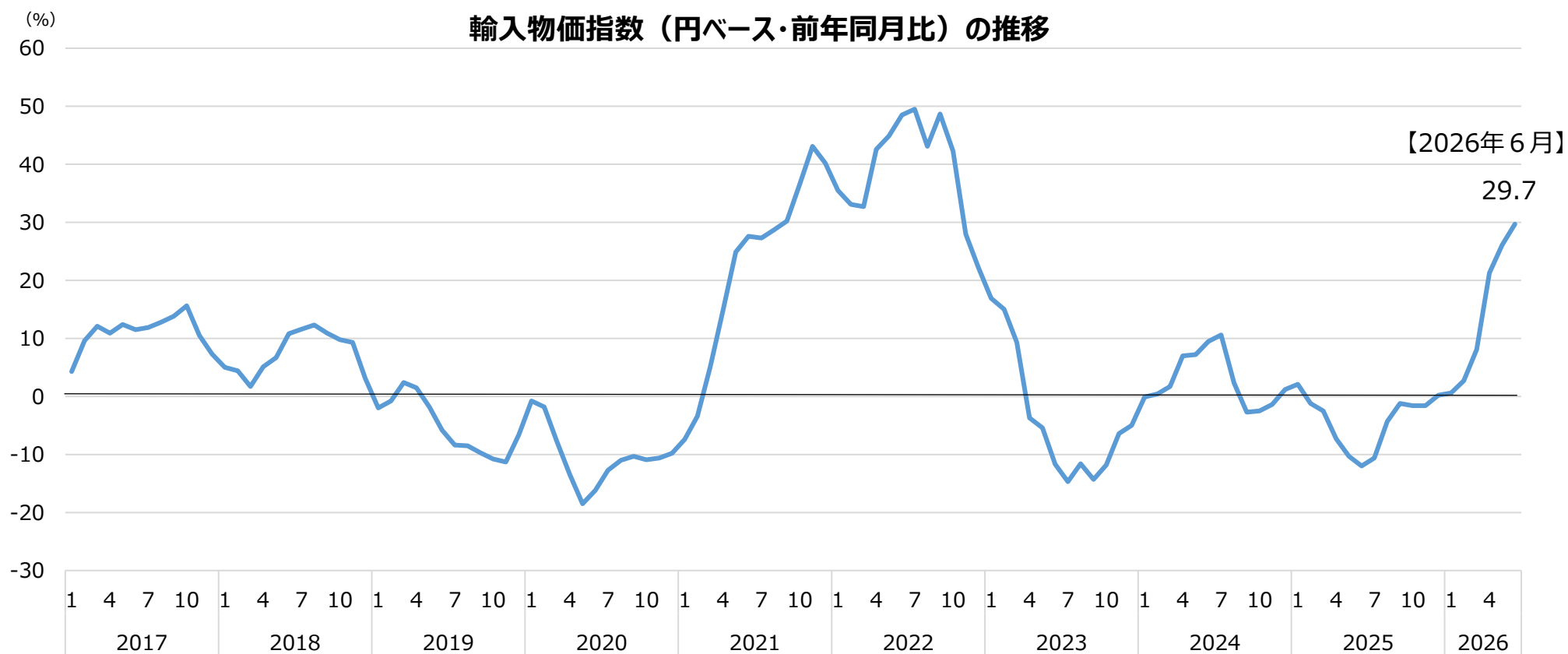


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年6月は+29.7%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注） 2026年6月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

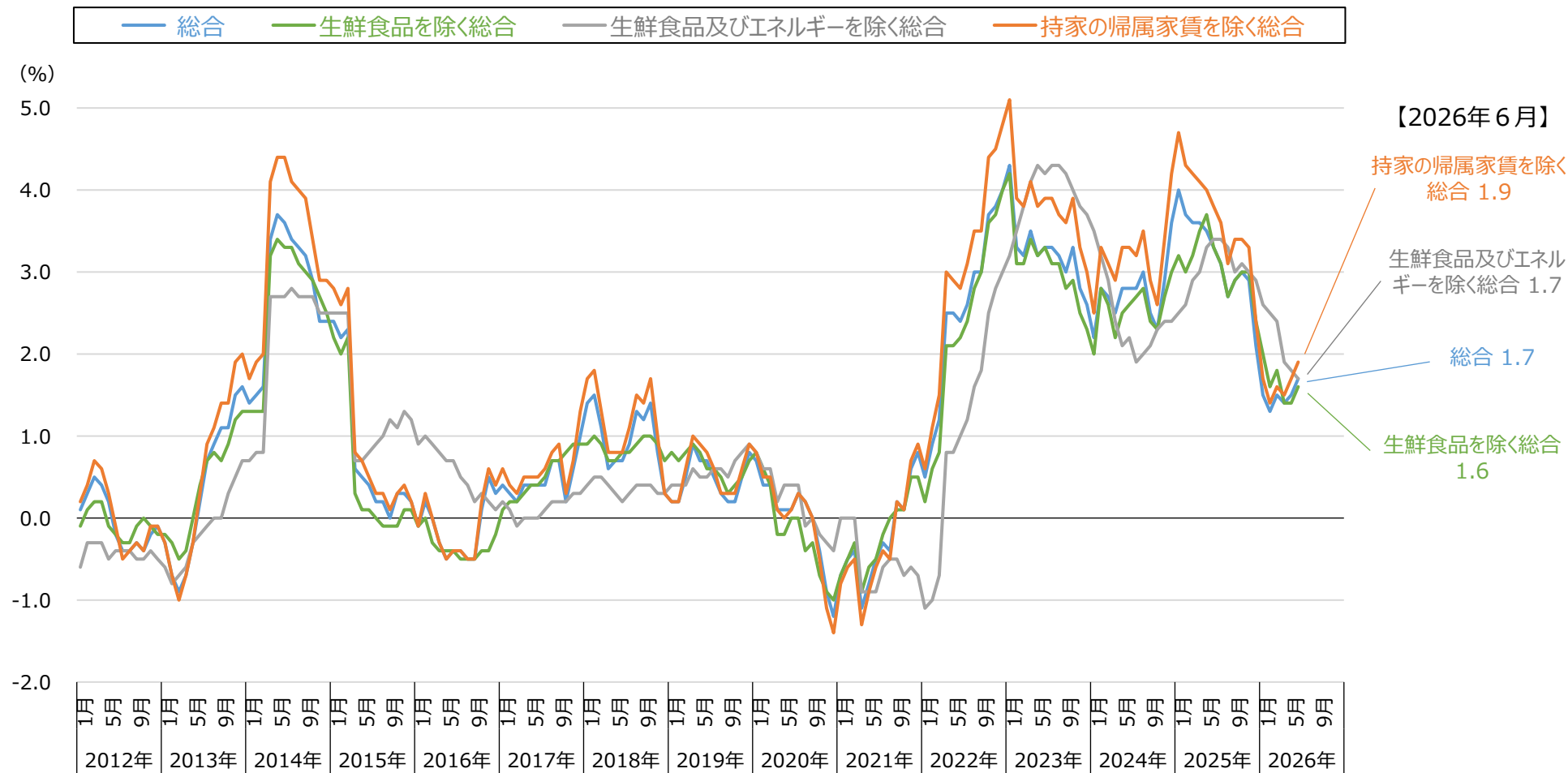
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

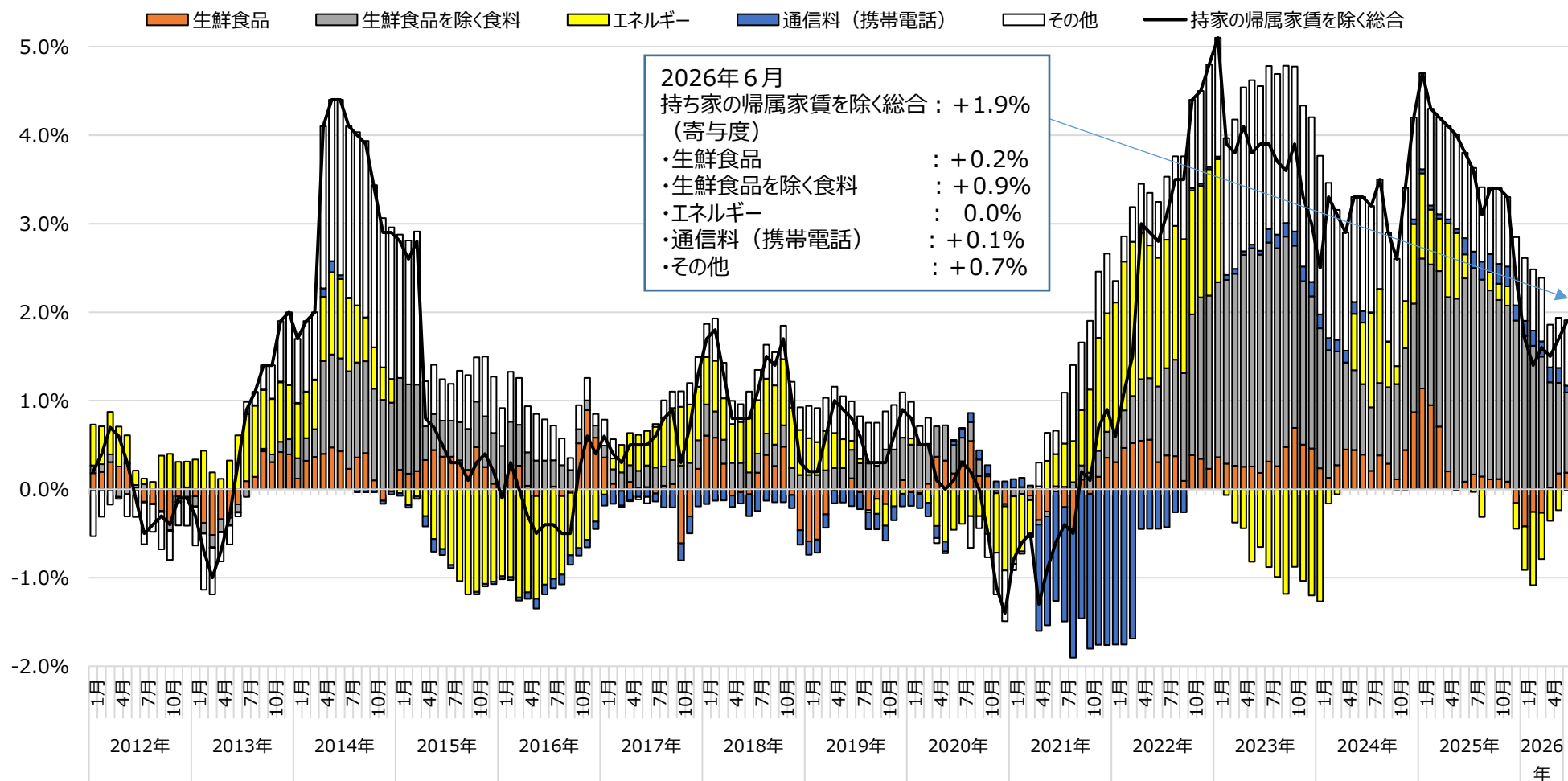
- 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年6月に+1.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

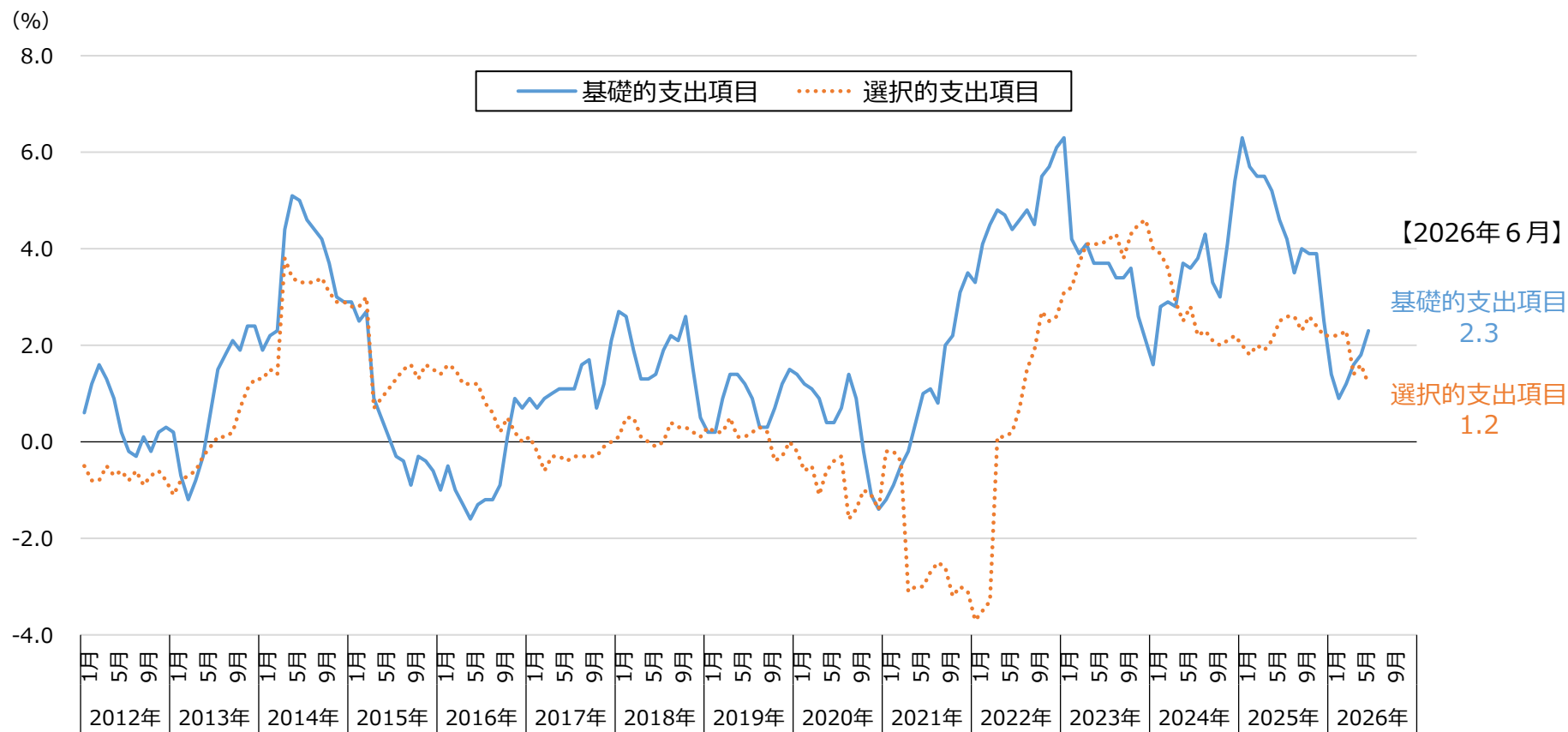
（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

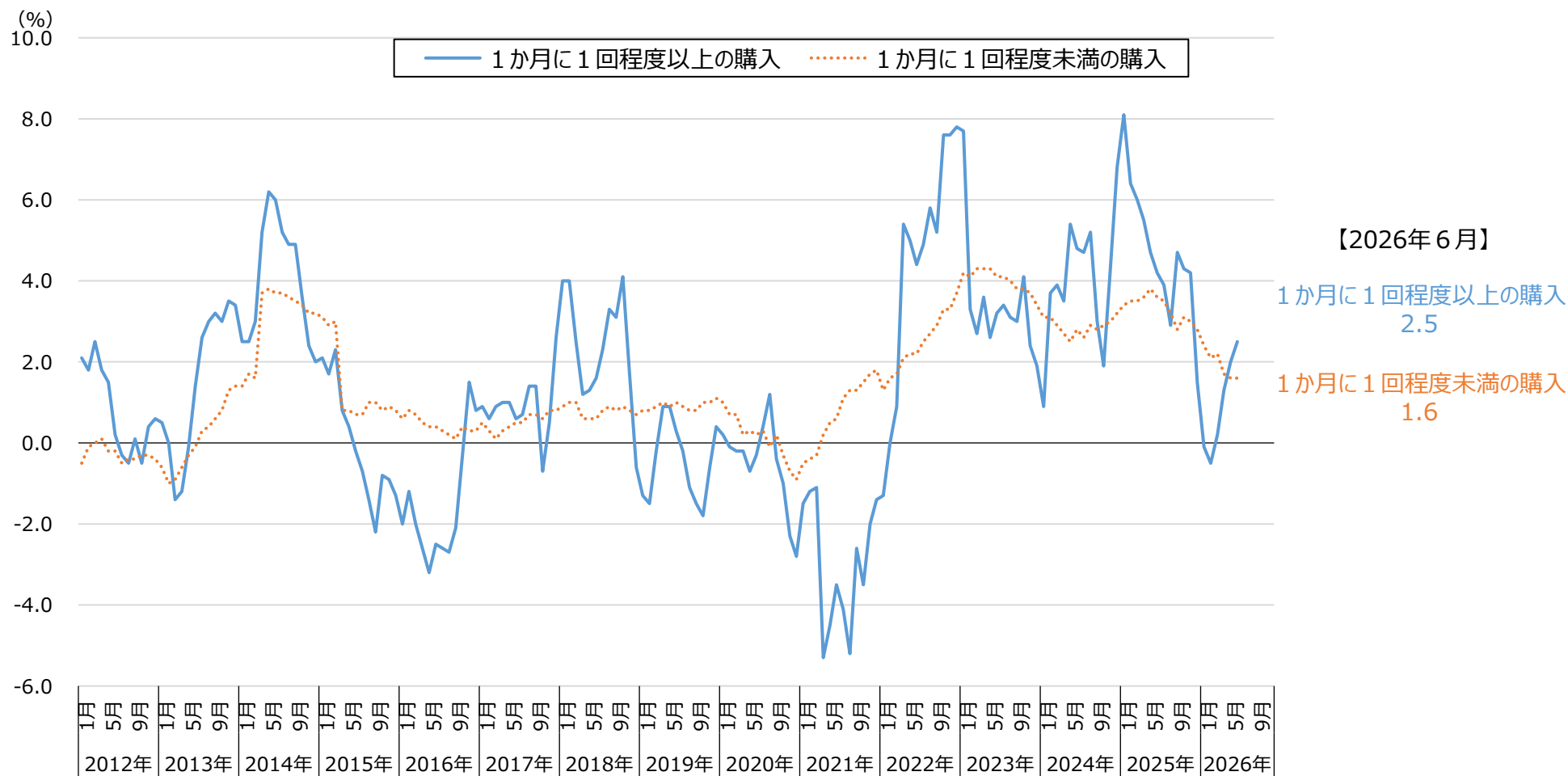
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

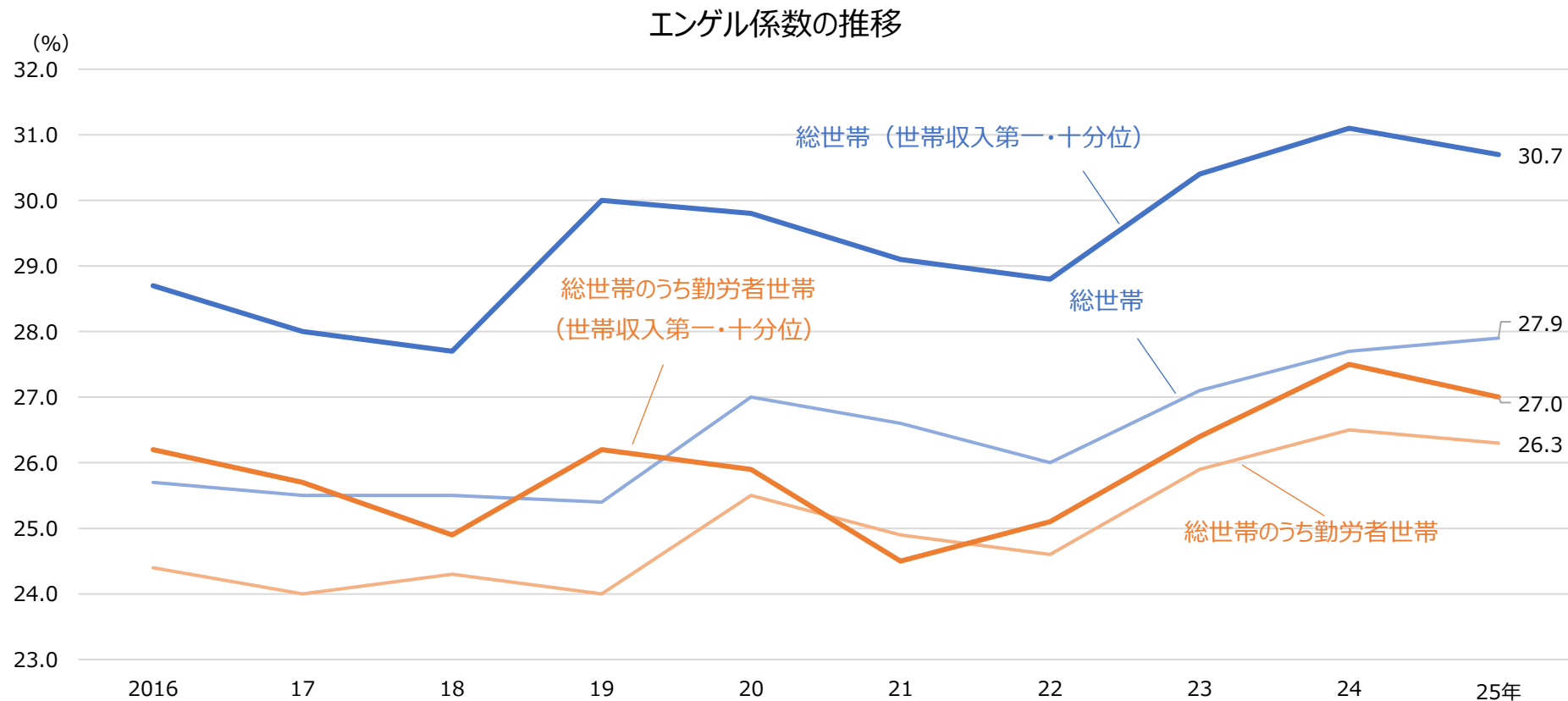
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93	-0.74
（当月分）		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)	(-0.87)
（前年剥落分）		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)	(+0.13)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-	-
	（当月分）	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-	-
	（前年剥落分）	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-	-
	（当月分）	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-	-
	（前年剥落分）	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16	-0.12
	（当月分）	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)	(-0.14)
	（前年剥落分）	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)	(+0.02)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77	-0.62
	（当月分）	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)	(-0.73)
	（前年剥落分）	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)	(+0.11)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために

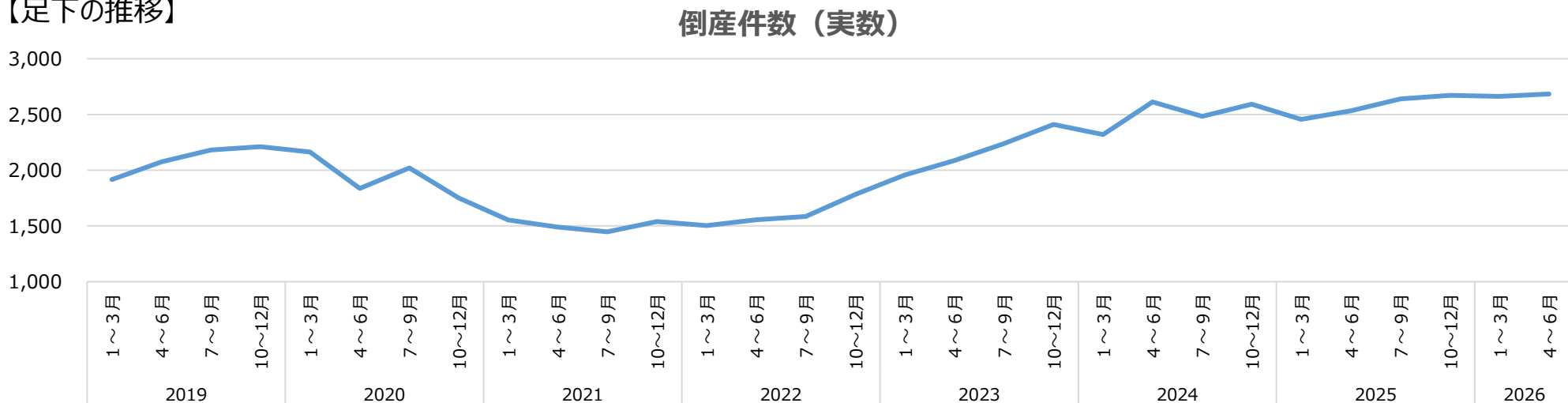


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

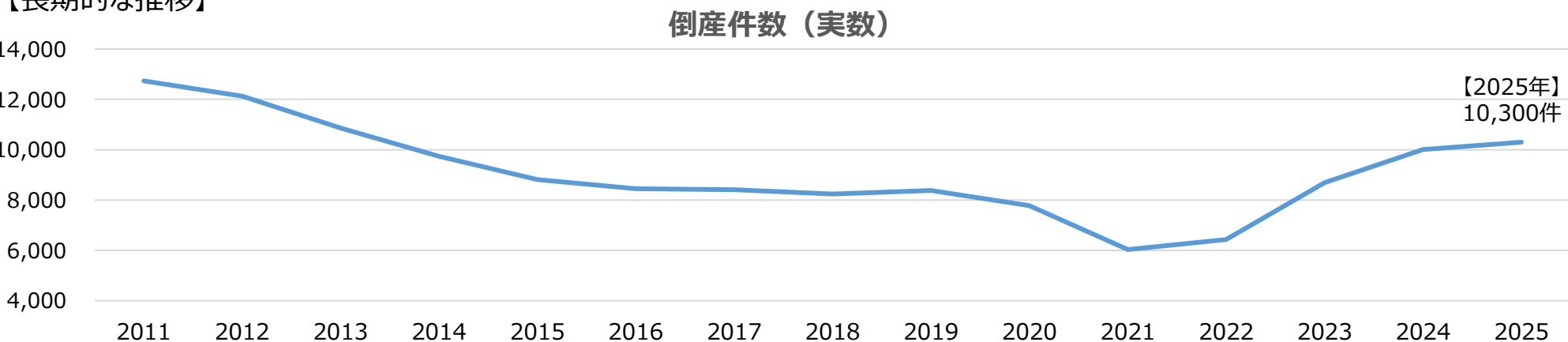
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

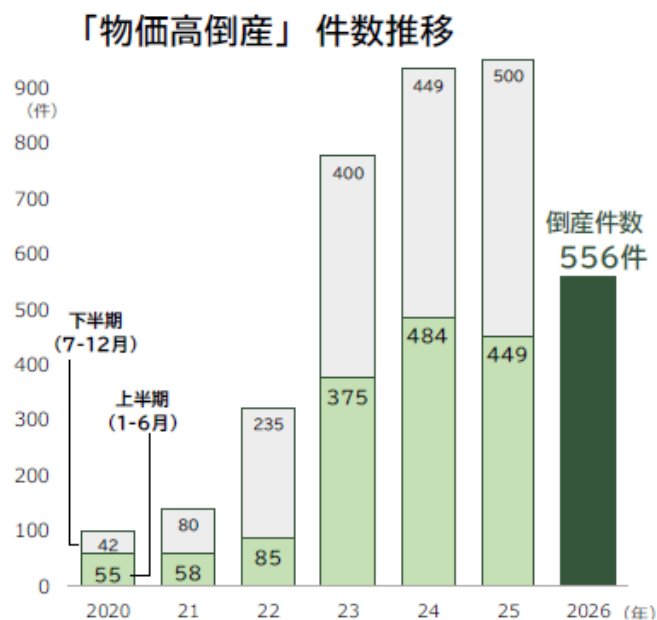
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

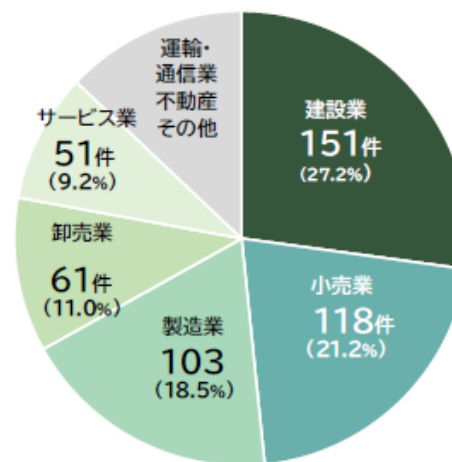
全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

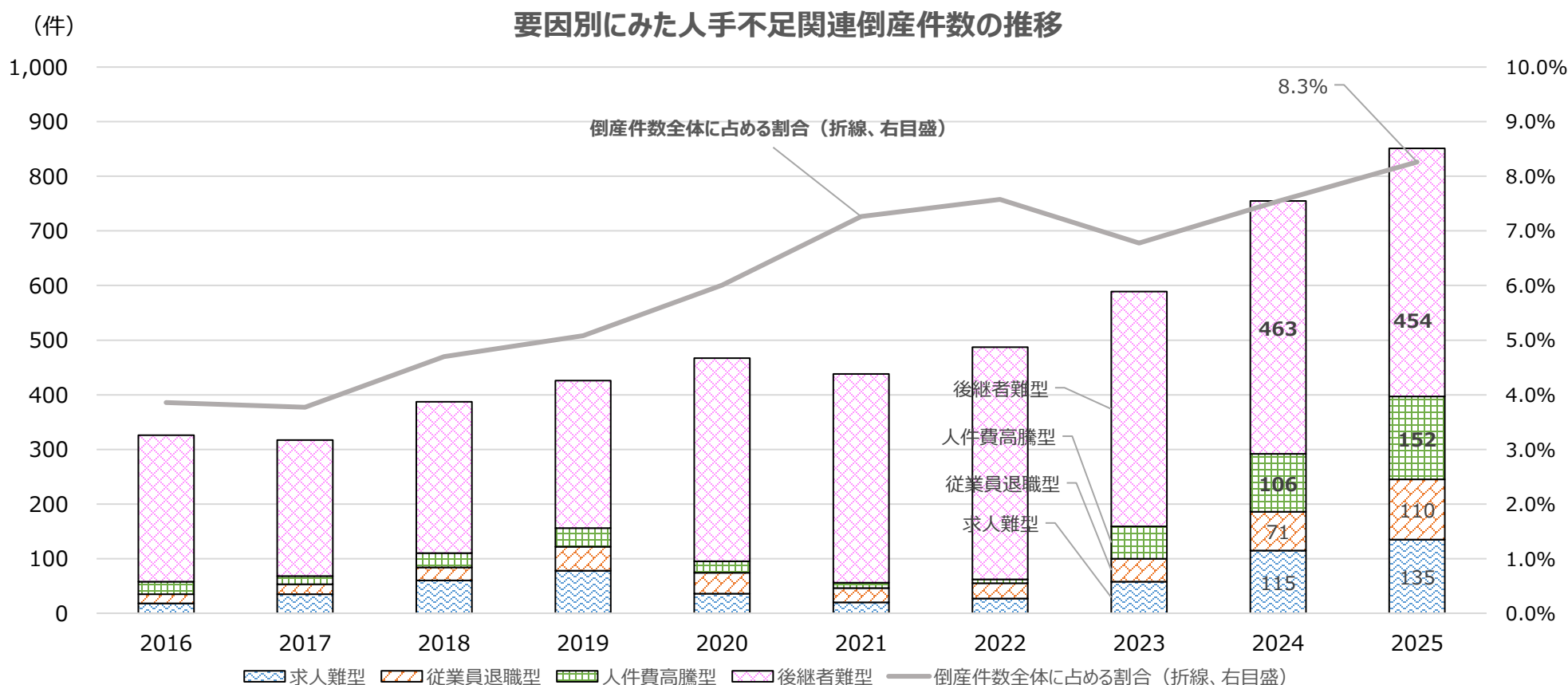


業種別 内訳(2026 年上半期)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

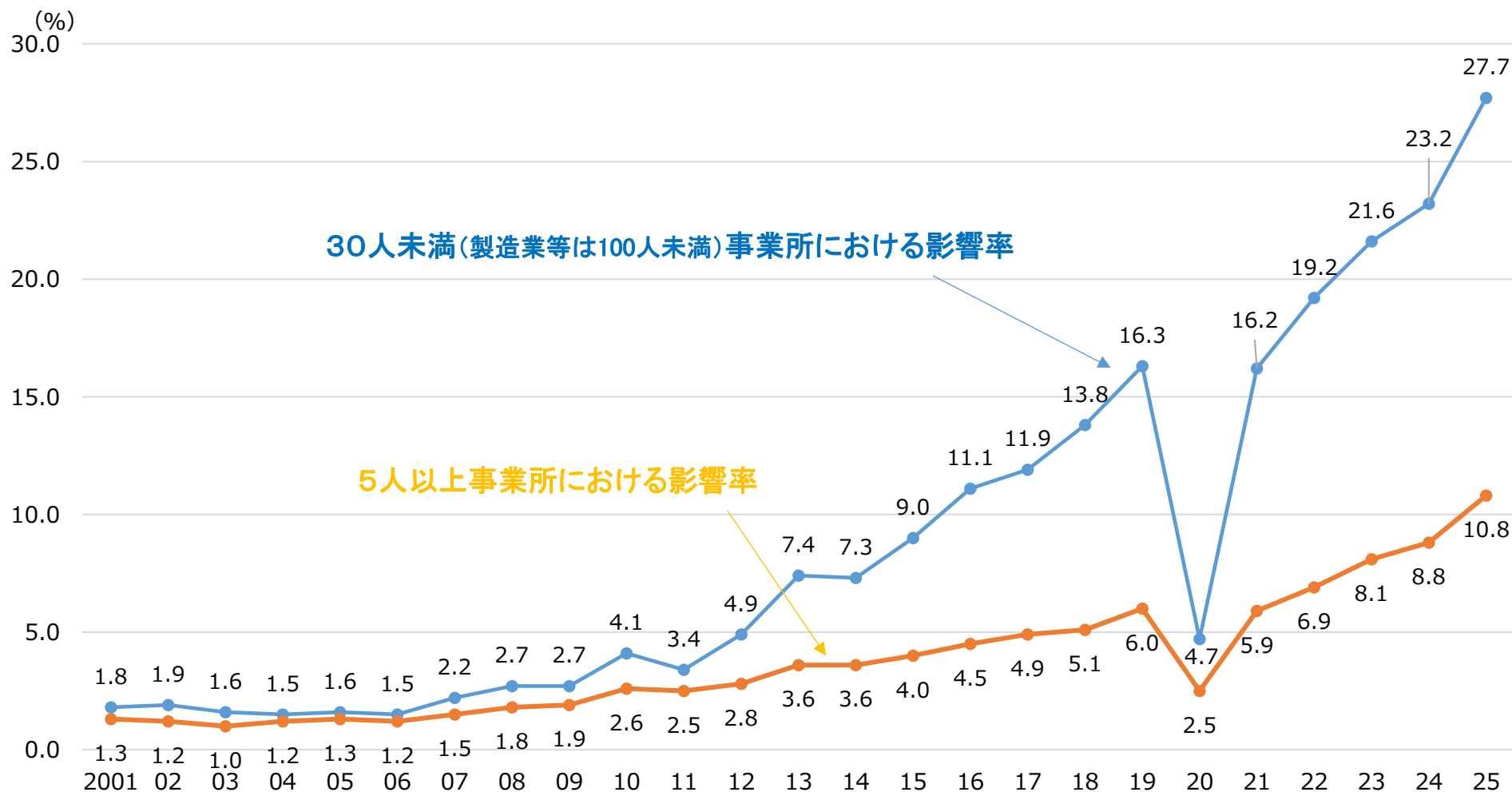
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

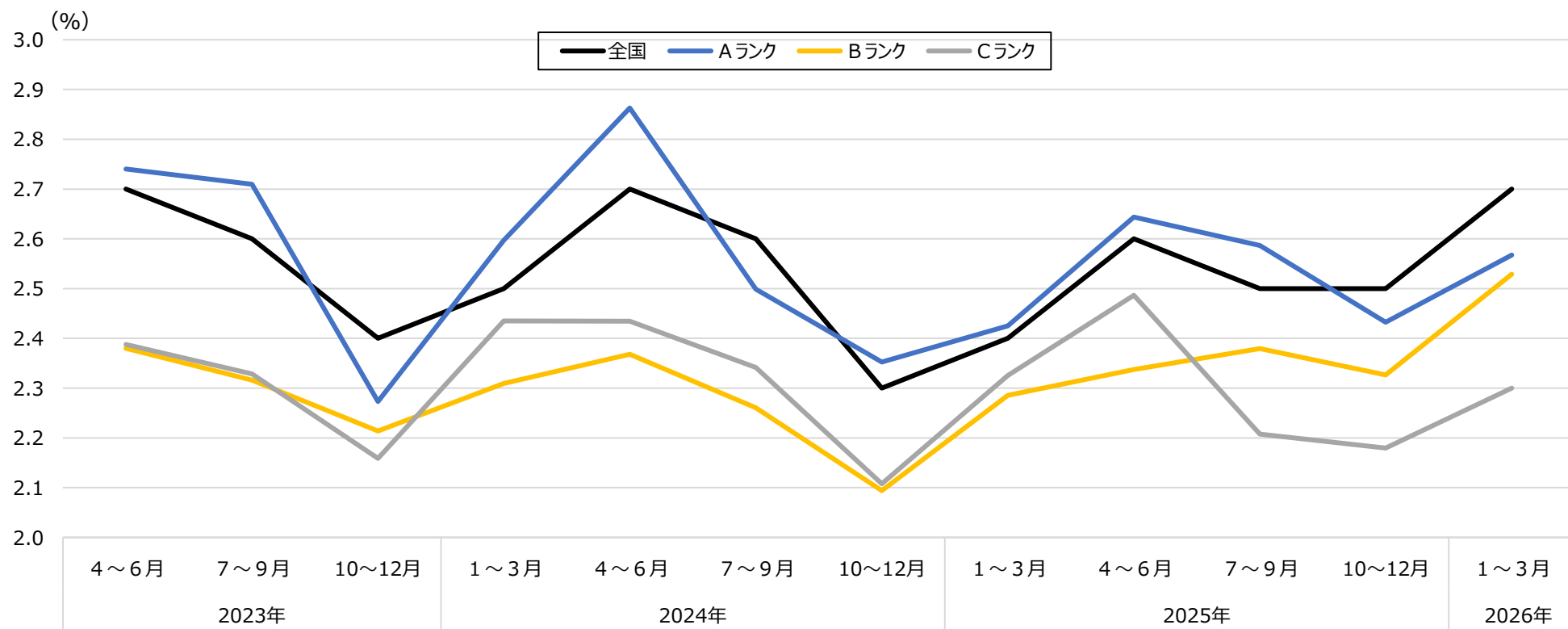
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

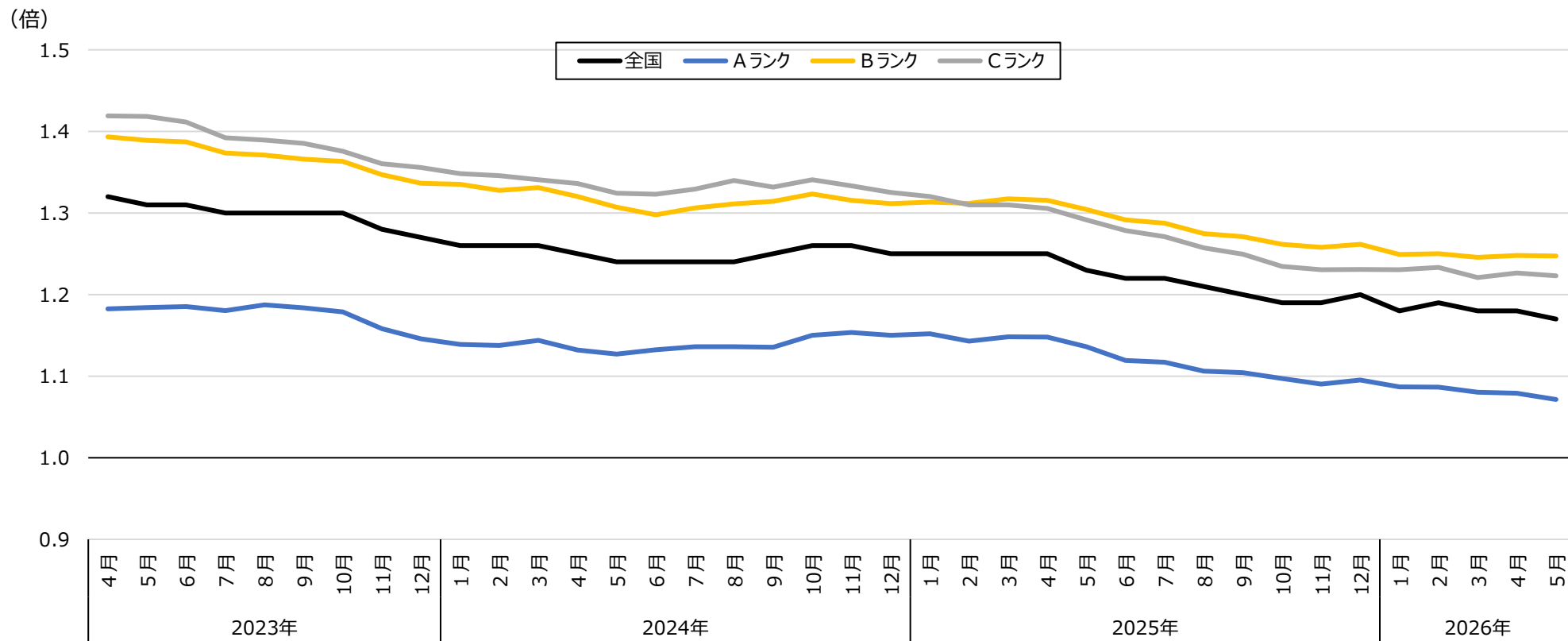
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

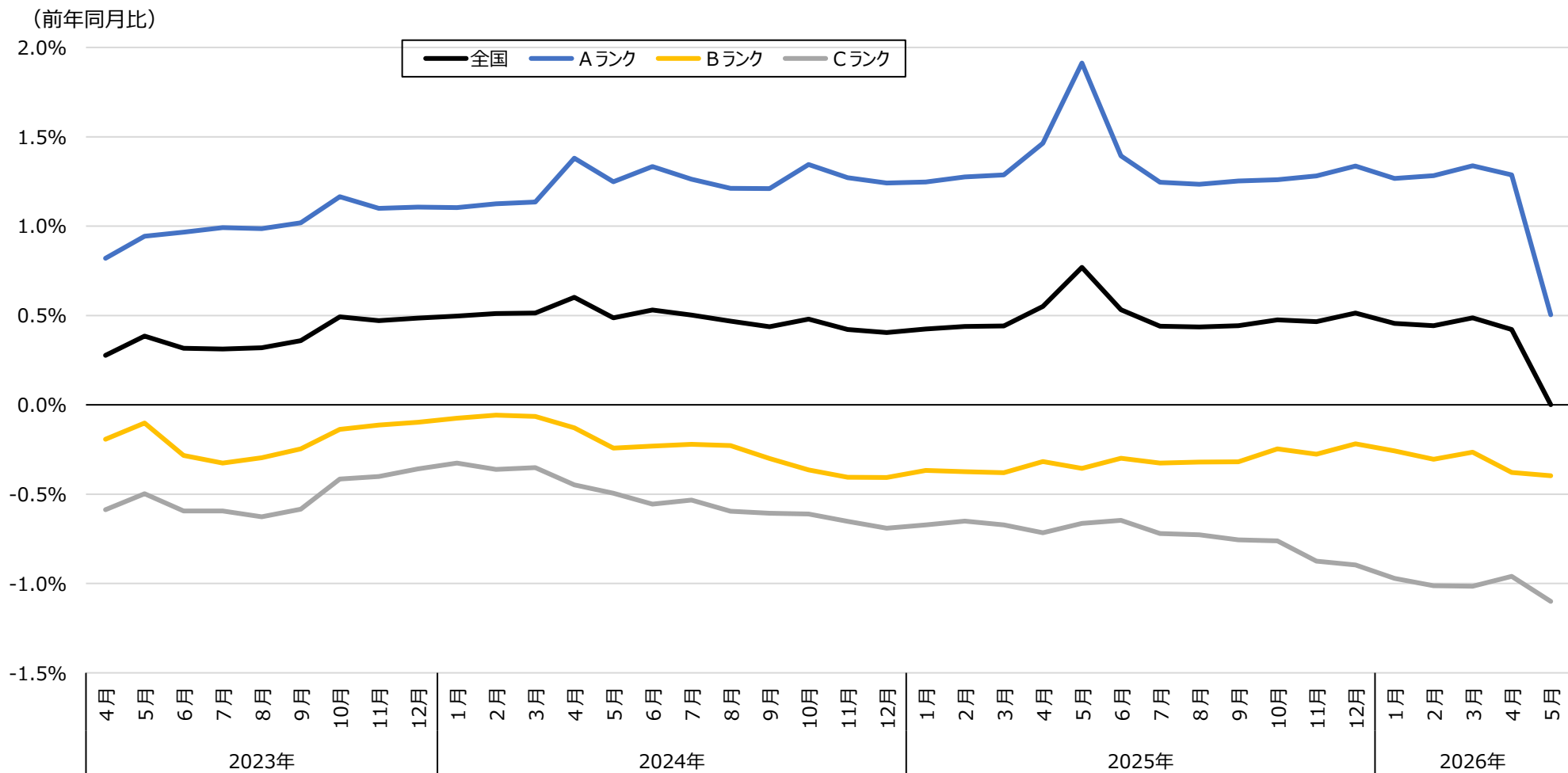
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

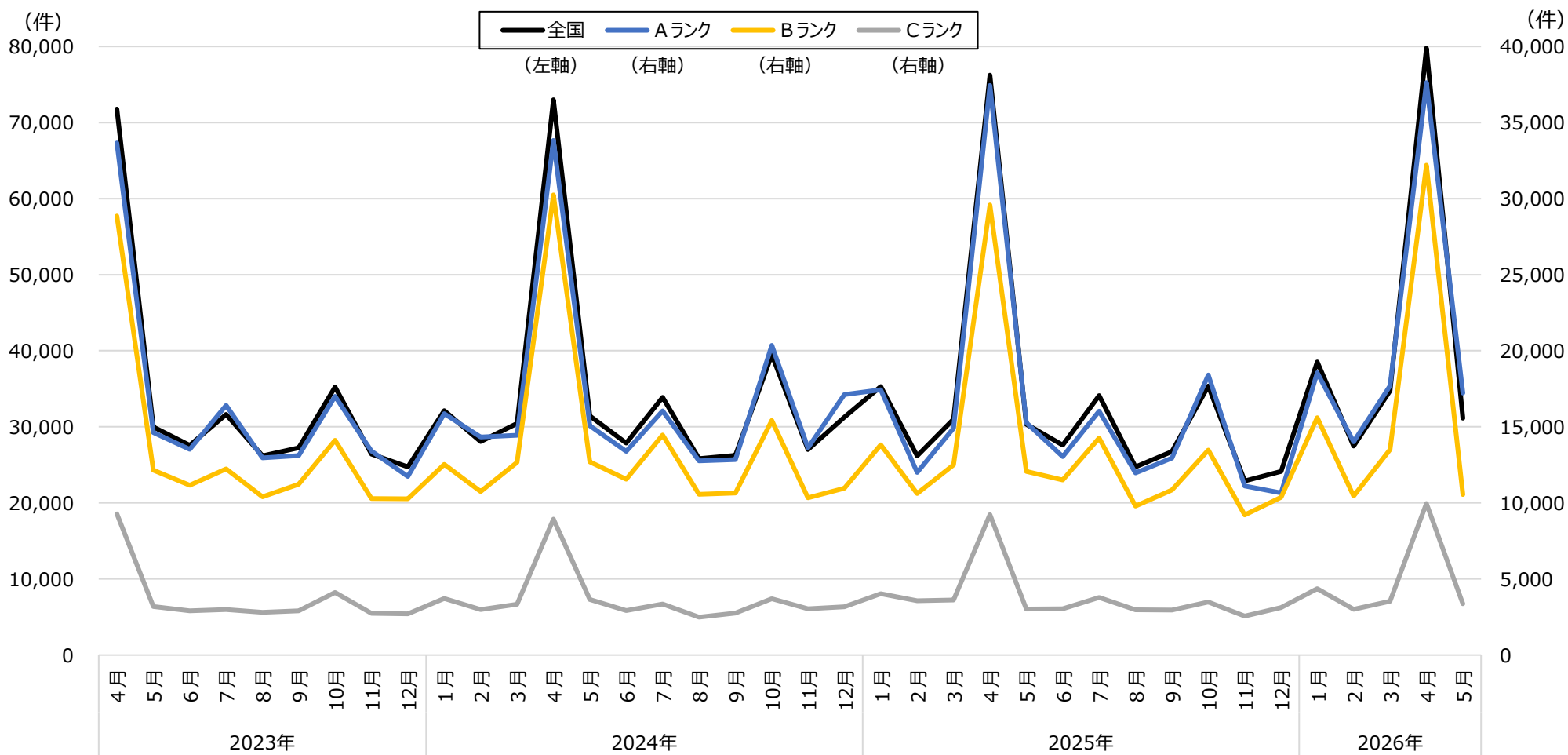
- ・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

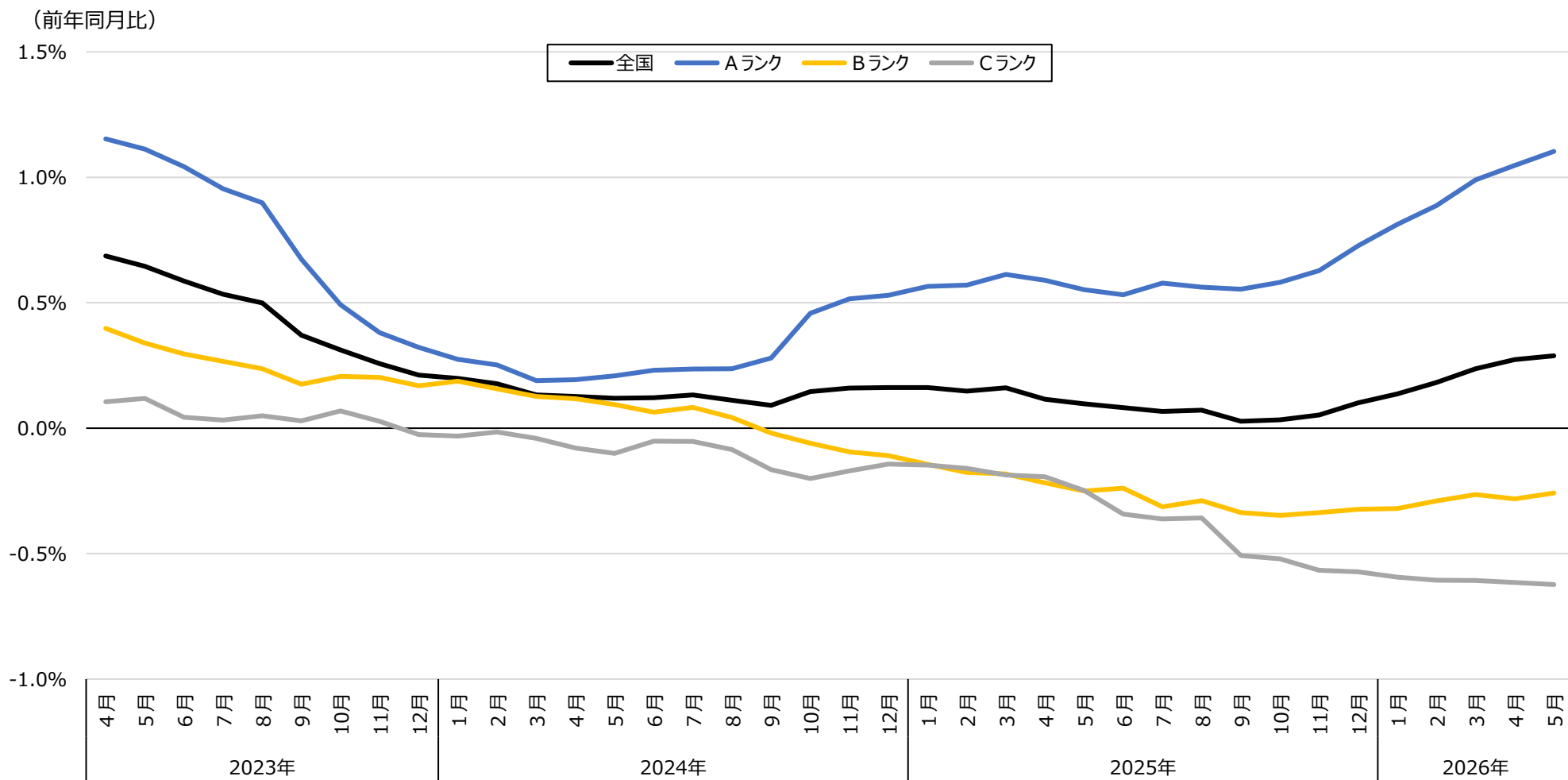
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

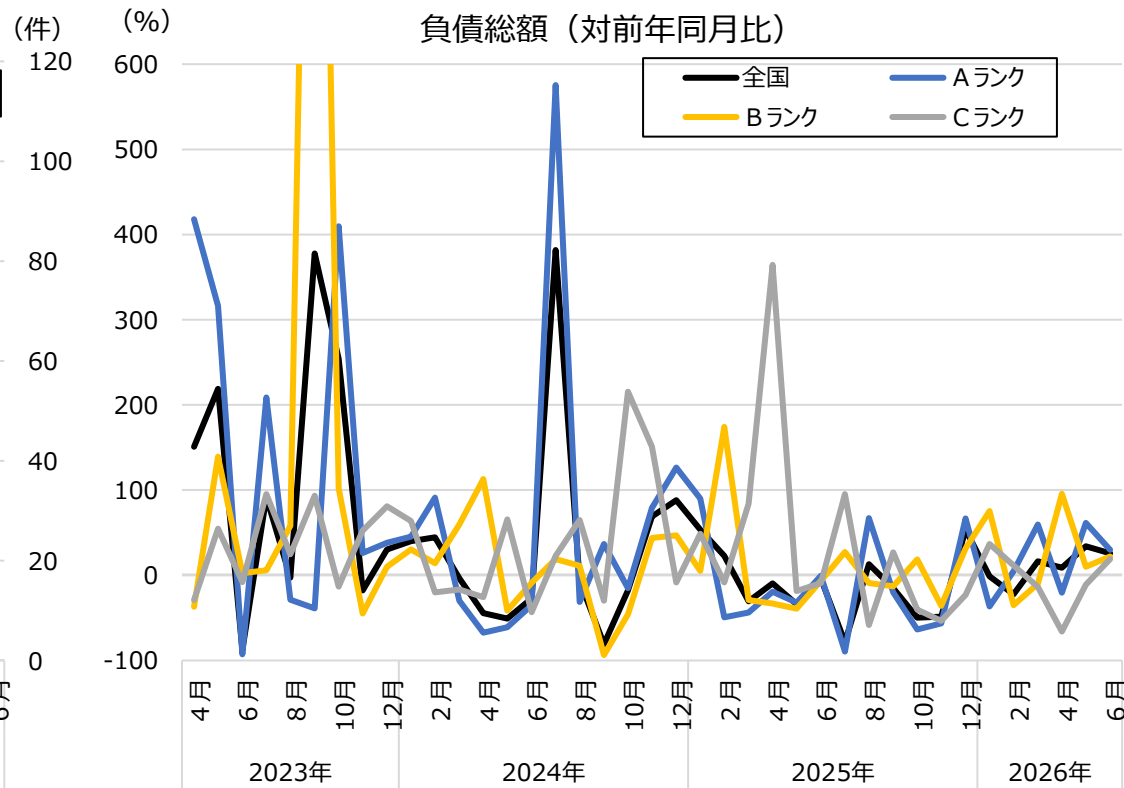
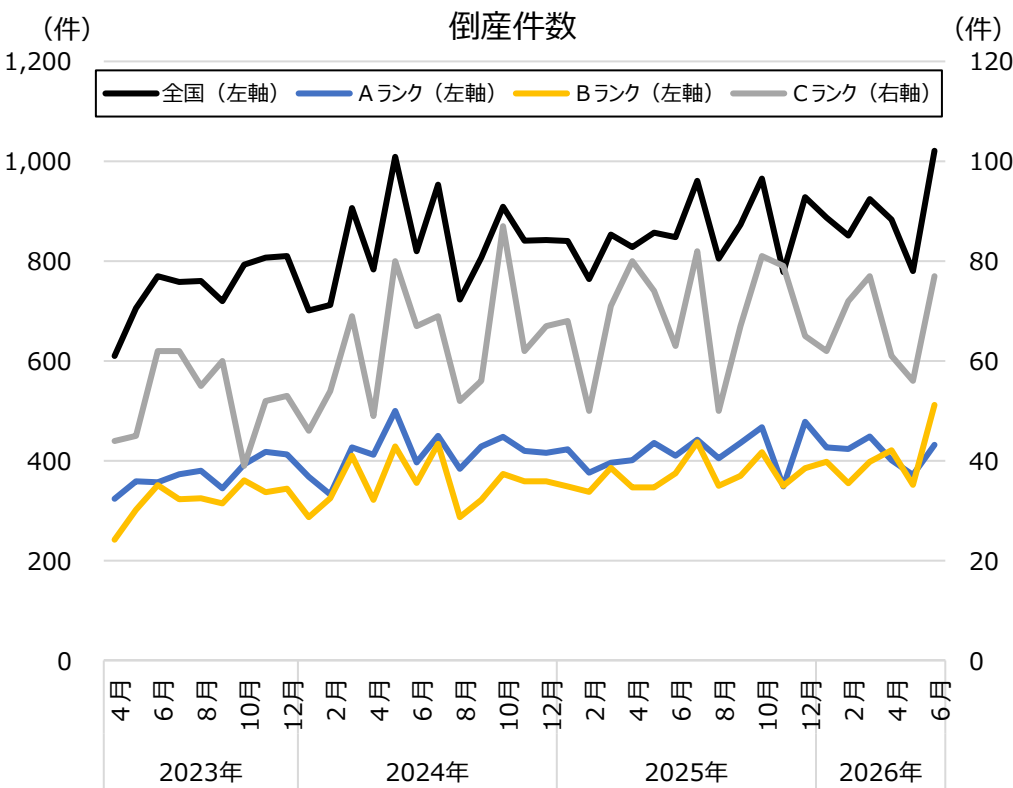
○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

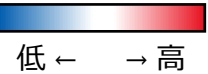
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年					2025年度 最良引上げ額	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65	
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.11	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65	
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80		
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77	
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	1.22	78		
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69	
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12	64		
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78		
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63	
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	64		
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63	
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	63		
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.38	1.39	65			
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.46	1.48	1.46	64		
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70	
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69		
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64		
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64	
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63	
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63	
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1																																	

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66							
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76							
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79							
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65								
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80								
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77							
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78								
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69							
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64								
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78								
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63							
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63								
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65							
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64							
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70									
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69							
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64							
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63							
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64							
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64							
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64							
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63							
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64							
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65							
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73							
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71							
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65							
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64							
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66							
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77							
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71							
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%												

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年					2025年					2026年					2025年度 最賃引上げ額														
	1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月															
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-22.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.3%	4.4%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-2.1%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-13.6%	-13.3%	13.4%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	22.0%	82
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%</																				

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66							
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65							
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76							
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79							
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65							
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80							
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77							
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78						
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69								
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64							
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78								
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63								
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64							
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	65							
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65							
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64							
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70							
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69							
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64								
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63							
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64							
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63							
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63							
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64								
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63								
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64								
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63							
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64							
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65							
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73							
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	71							
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65							
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65							
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64							
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66							
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66							
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	77								
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71							
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.														

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

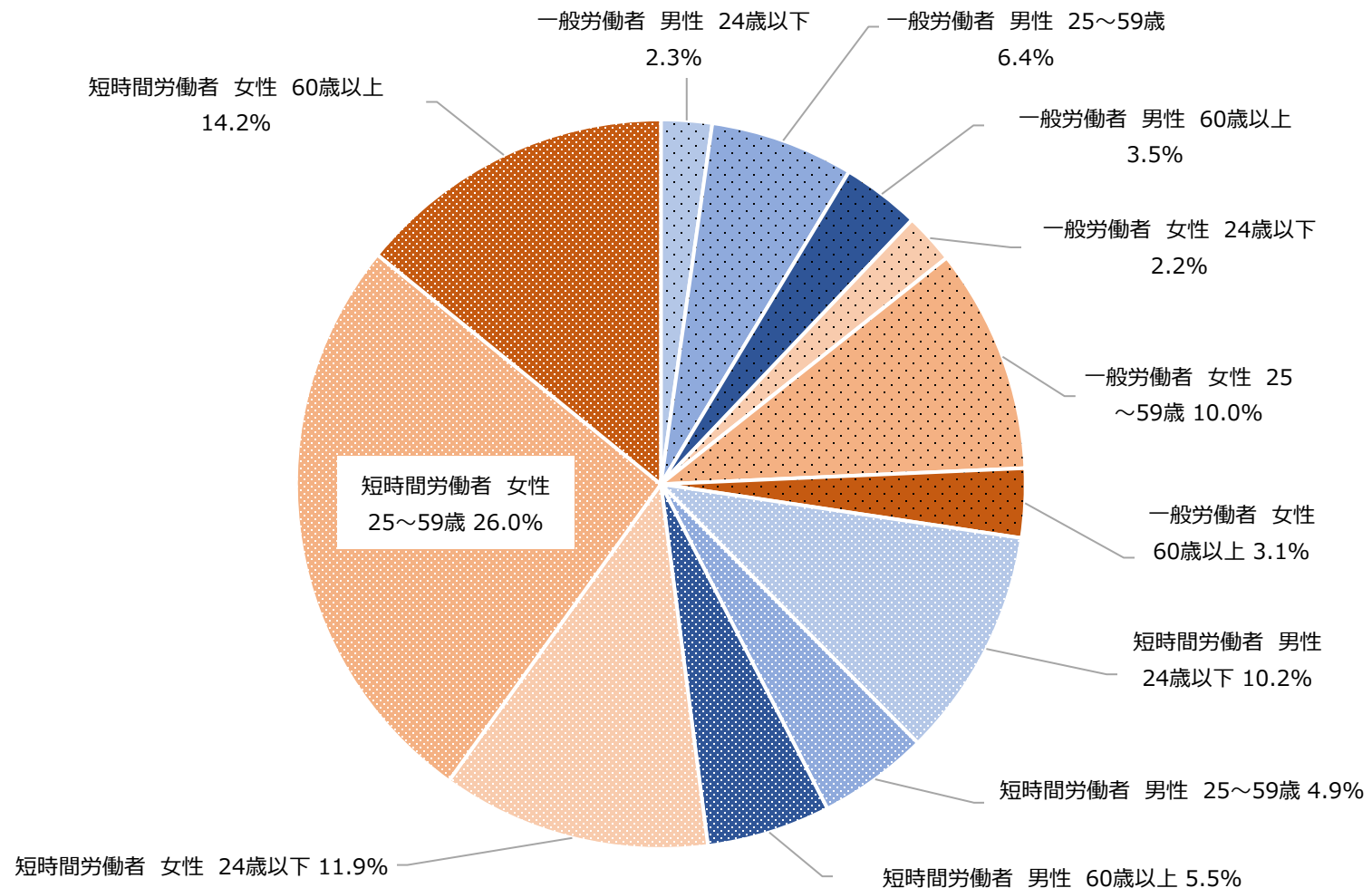
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



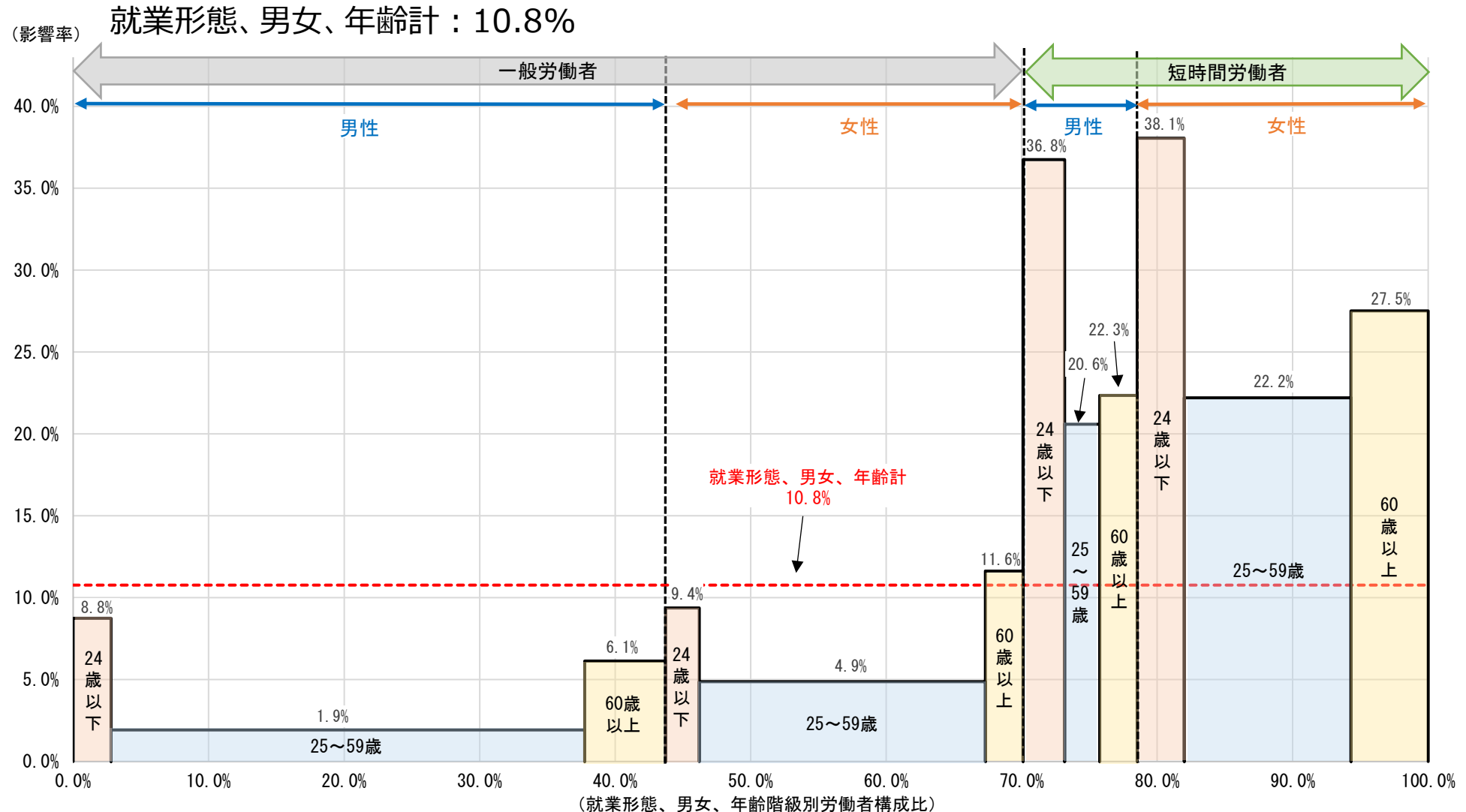
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

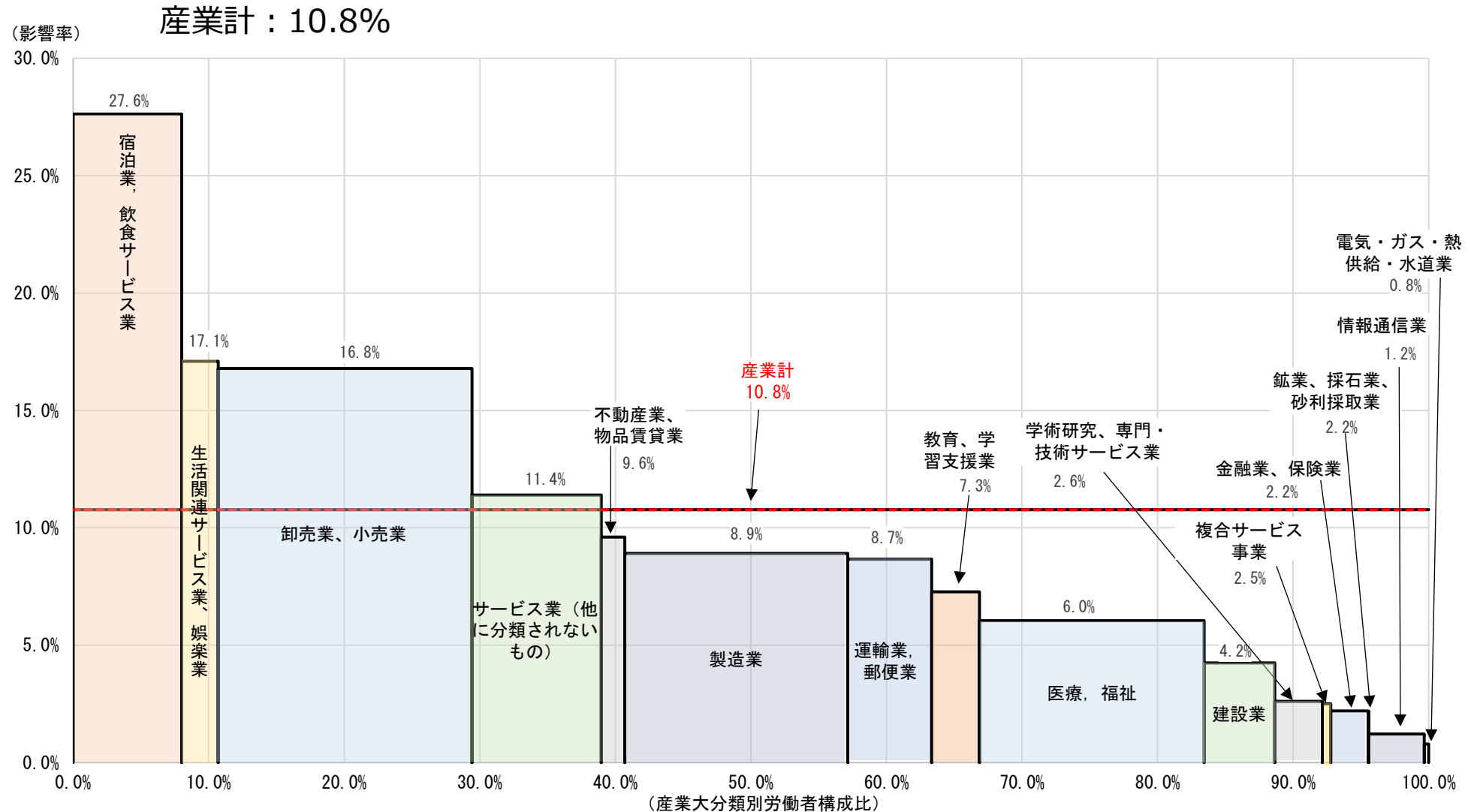
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

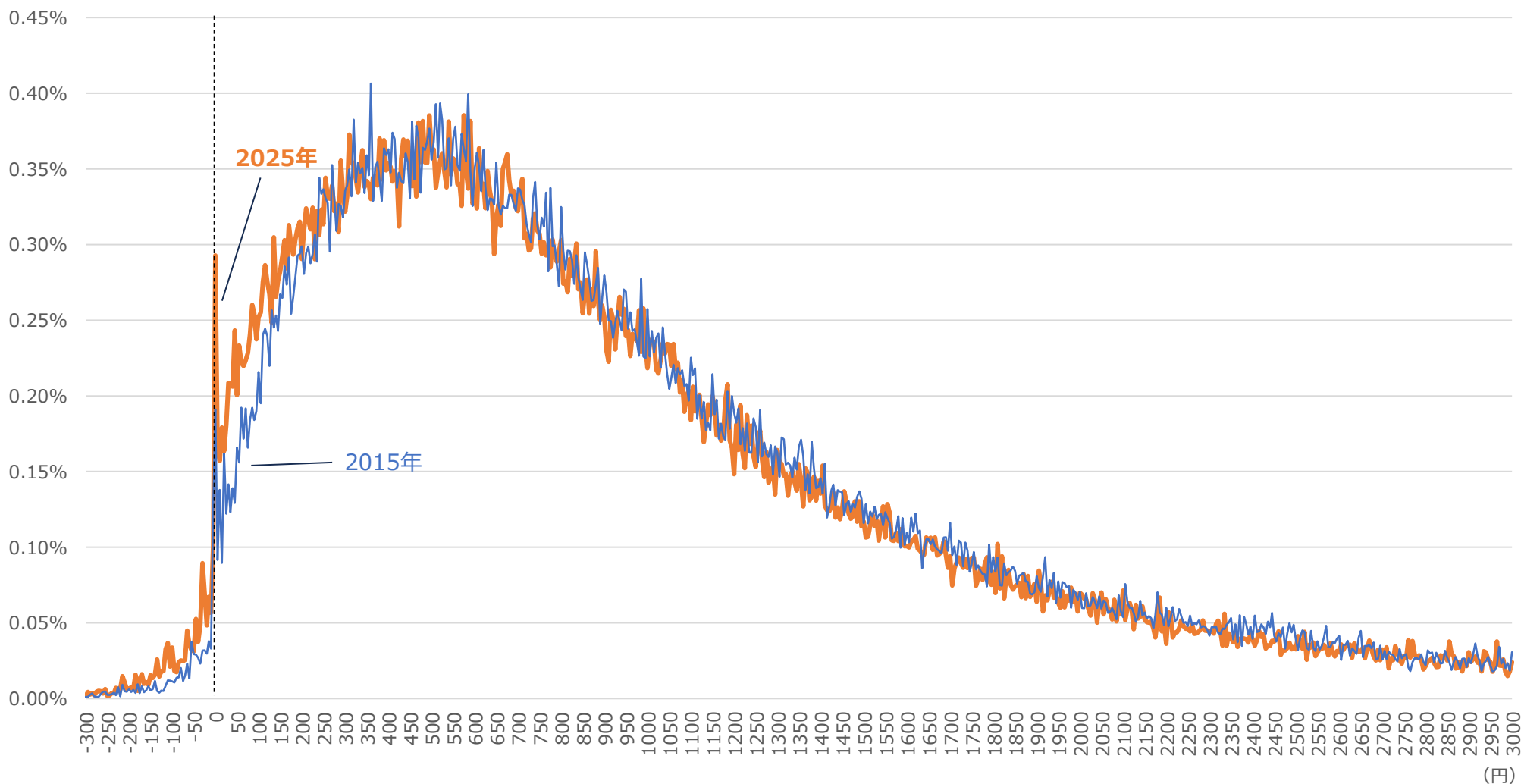
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

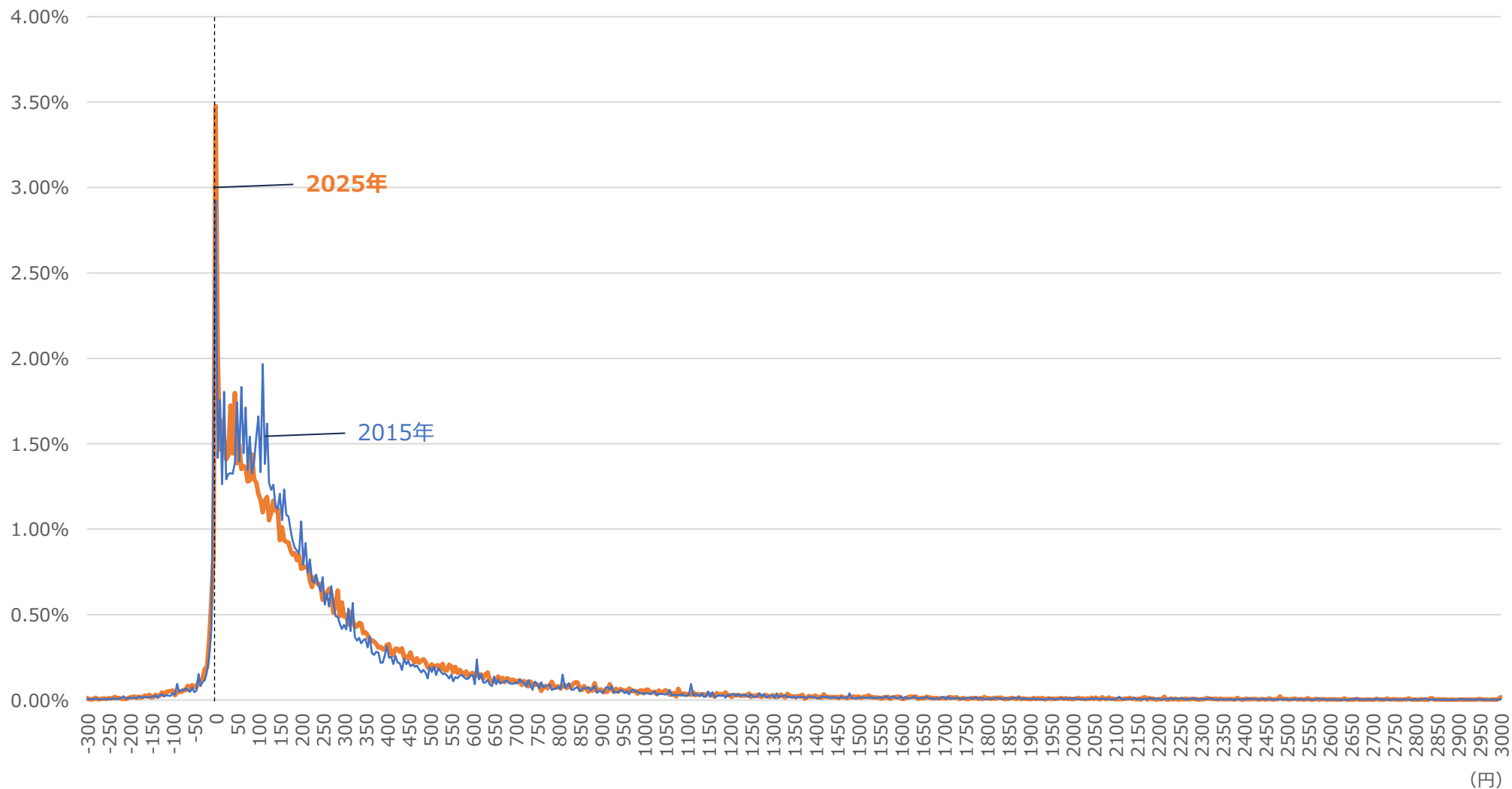
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために

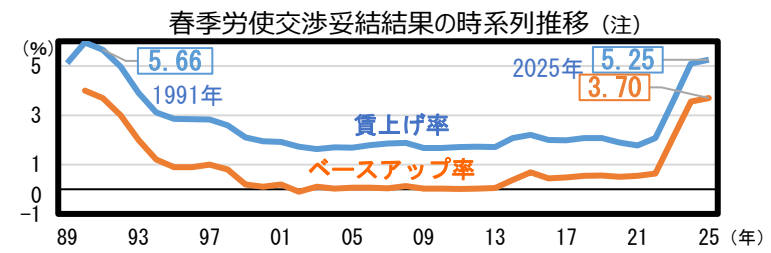


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率が2年連続で5%台**で、約30年ぶりの高水準



主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善**の取組を**支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を**支援**
- **農林水産業等**も**支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**による、**全国規模でのサポート体制を構築**。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

①飲食業（農林水産省・厚生労働省）

②宿泊業（観光庁・厚生労働省）

③小売業（農林水産省・経済産業省）

④生活関連サービス業

(1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省）

(2)冠婚葬祭業（経済産業省）

⑤その他サービス業

(1)自動車整備業（国土交通省）

(2)ビルメンテナンス業（厚生労働省）

(3)警備業（警察庁）

⑥製造業

(1)中小製造業（経済産業省）

(2)食品製造業（農林水産省）

⑦運輸業

(1)鉄道（国土交通省）

(2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省）

(3)海事（国土交通省）

(4)航空（国土交通省）

⑧建設業（国土交通省）

⑨医療（厚生労働省）

⑩介護・福祉

(1)介護（厚生労働省）

(2)障害福祉（厚生労働省）

⑪保育（こども家庭庁）

⑫農林水産業

(1)農業（農林水産省）

(2)林業（農林水産省）

(3)水産業（農林水産省）

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 2026年度当初予算額（2025年度当初予算額） | <2025年度補正予算額>

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

| 554億円(633億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

| 18億円(制度要求) |

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース）

| 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 33億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① **中小企業成長加速化補助金**（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② **デジタル化・AI導入補助金**（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ **小規模事業者持続化補助金**（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ **事業承継・M&A補助金**（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金**（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② **省力化投資補助金**（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）
…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円(123億円) |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※1）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※2）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※2）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※1 「IT導入補助金」については、令和7年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※2 「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和8年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

2026年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用ポイント

賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

活用ポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

活用ポイント

労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

コース区分	基本部分	助成上限額	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間削減・年次有給休暇取得促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2倍になります。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算率は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1)人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2)5%以上の賃上げ又は賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者実際に賃格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

活用ポイント

職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

(※3)訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大32.5万円が支給されます。

活用ポイント

雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は22.5万円(15.0万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ支援助成金パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R.4)

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度	(件)
滋賀	223	266	263	
京都	176	435	438	
大阪	990	1,261	973	
兵庫	550	853	968	
奈良	159	242	280	
和歌山	173	226	276	
鳥取	171	183	150	
島根	160	159	220	
岡山	257	189	288	
広島	385	409	522	
山口	232	292	271	
徳島	130	317	299	
香川	236	315	406	
愛媛	169	300	375	
高知	191	164	163	
福岡	511	811	754	
佐賀	202	199	255	
長崎	214	251	326	
熊本	136	260	232	
大分	225	290	280	
宮崎	145	156	250	
鹿児島	115	152	178	
沖縄	215	334	489	
全国計	12,977	17,616	18,515	

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率**：カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額＋6％以上、かつ、事業場内最低賃金＋3％以上の場合**上限額を最大1,500万円に引上げ**
一般型 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合**上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠） 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比＋3％以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞ 【既存基金を活用】

- **事業概要**：中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率**：補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限**：最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋6％以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金＋50円以上の場合上限額を最大9,000万円に引上げ ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

<小規模事業者持続化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

<デジタル化・AI導入補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

<中小企業成長加速化補助金> 【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
※対象者の要件
（1）「100億宣言」を行っていること。
（2）補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
（3）一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

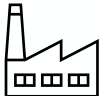
中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置。
 - ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
 - ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

【概略】 ※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5 億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等

💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



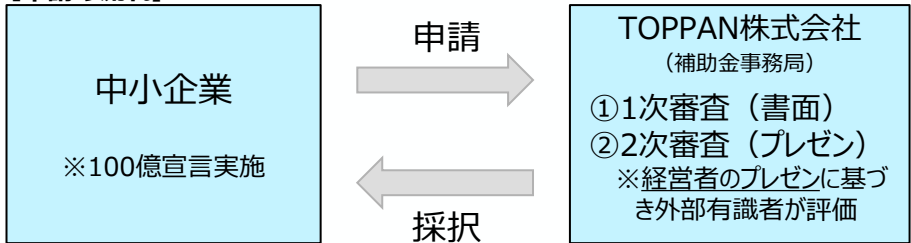
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略
（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造
（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組
（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

デジタル化・AI導入補助金

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

	通常枠	複数社連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す	サイバーセキュリティ対 策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

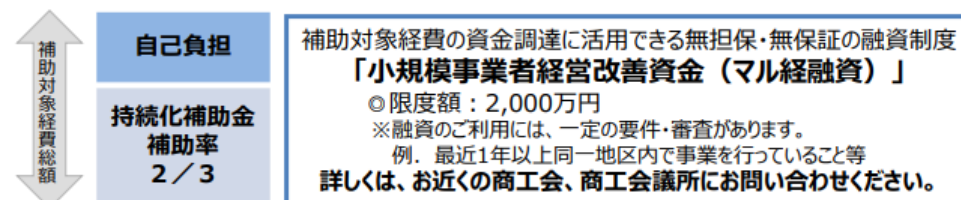
【概要】

項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



※内容は変更となる可能性があります

事業承継・M & A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者 → 後継者

5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

- 【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
 - 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型

■ 買い手支援類型



譲り渡し ←→ 譲り受け

M&Aが対象

■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

- 【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料等
 - デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型

■ 事業統合投資類型



譲り渡し ←→ 譲り受け

M&Aが対象

■ PMI 専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

- 【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
 - 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業 → 一部譲り受け

事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業 → 新規事業

廃業後の再チャレンジが対象

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

- 【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壌汚染調査費**

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2、2/3)

中小企業等

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護																					
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引																					
①取引の内容	製造委託 修理委託 情報成果物作成委託（プログラム） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） 特定運送委託																					
②規模要件	<table><tr><td rowspan="3">委託事業者</td><td>資本金 3 億超</td><td>→</td><td rowspan="3">中小受託事業者</td><td>資本金 3 億以下（個人含む）</td></tr><tr><td>資本金 1 千万超 3 億以下</td><td>→</td><td>資本金 1 千万以下（個人含む）</td></tr><tr><td>常時使用する従業員300人超</td><td>→</td><td>常時使用する従業員300人以下（個人含む）</td></tr></table>				委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下（個人含む）	資本金 1 千万超 3 億以下	→	資本金 1 千万以下（個人含む）	常時使用する従業員300人超	→	常時使用する従業員300人以下（個人含む）							
委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下（個人含む）																		
	資本金 1 千万超 3 億以下	→		資本金 1 千万以下（個人含む）																		
	常時使用する従業員300人超	→		常時使用する従業員300人以下（個人含む）																		
①取引の内容	情報成果物作成委託（プログラム除く） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）																					
②規模要件	<table><tr><td rowspan="3">委託事業者</td><td>資本金 5 千万超</td><td>→</td><td rowspan="3">中小受託事業者</td><td>資本金 5 千万以下（個人含む）</td></tr><tr><td>資本金 1 千万超 5 千万以下</td><td>→</td><td>資本金 1 千万以下（個人含む）</td></tr><tr><td>常時使用する従業員100人超</td><td>→</td><td>常時使用する従業員100人以下（個人含む）</td></tr></table>				委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下（個人含む）	資本金 1 千万超 5 千万以下	→	資本金 1 千万以下（個人含む）	常時使用する従業員100人超	→	常時使用する従業員100人以下（個人含む）							
委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下（個人含む）																		
	資本金 1 千万超 5 千万以下	→		資本金 1 千万以下（個人含む）																		
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下（個人含む）																		
義務	<table><tr><td>発注内容を明示する義務（発注書の交付）</td><td>受領拒否</td><td>報復措置</td></tr><tr><td>取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）</td><td>支払遅延（手形払等の禁止）</td><td>有償支給原材料等の対価の早期決済</td></tr><tr><td>支払期日（受領後60日以内）を定める義務</td><td>減額</td><td>割引困難な手形の交付</td></tr><tr><td>遅延利息（14.6％）の支払義務</td><td>返品</td><td>不当な経済上の利益提供要請</td></tr><tr><td></td><td>買ったたき</td><td>不当な給付内容の変更・やり直し</td></tr><tr><td></td><td>購入・利用強制</td><td>協議に応じない一方的な代金決定</td></tr></table>				発注内容を明示する義務（発注書の交付）	受領拒否	報復措置	取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）	支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済	支払期日（受領後60日以内）を定める義務	減額	割引困難な手形の交付	遅延利息（14.6％）の支払義務	返品	不当な経済上の利益提供要請		買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し		購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定
発注内容を明示する義務（発注書の交付）	受領拒否	報復措置																				
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）	支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済																				
支払期日（受領後60日以内）を定める義務	減額	割引困難な手形の交付																				
遅延利息（14.6％）の支払義務	返品	不当な経済上の利益提供要請																				
	買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し																				
	購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定																				
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言																					

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

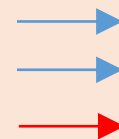
特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

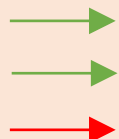
常時使用する従業員300人以下

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い



中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下
(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表**（例：価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じ周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加算措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（脱炭素化・情報化等）
- (2) **委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行**（※）（振興法に基づく「**振興基準**」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正
※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

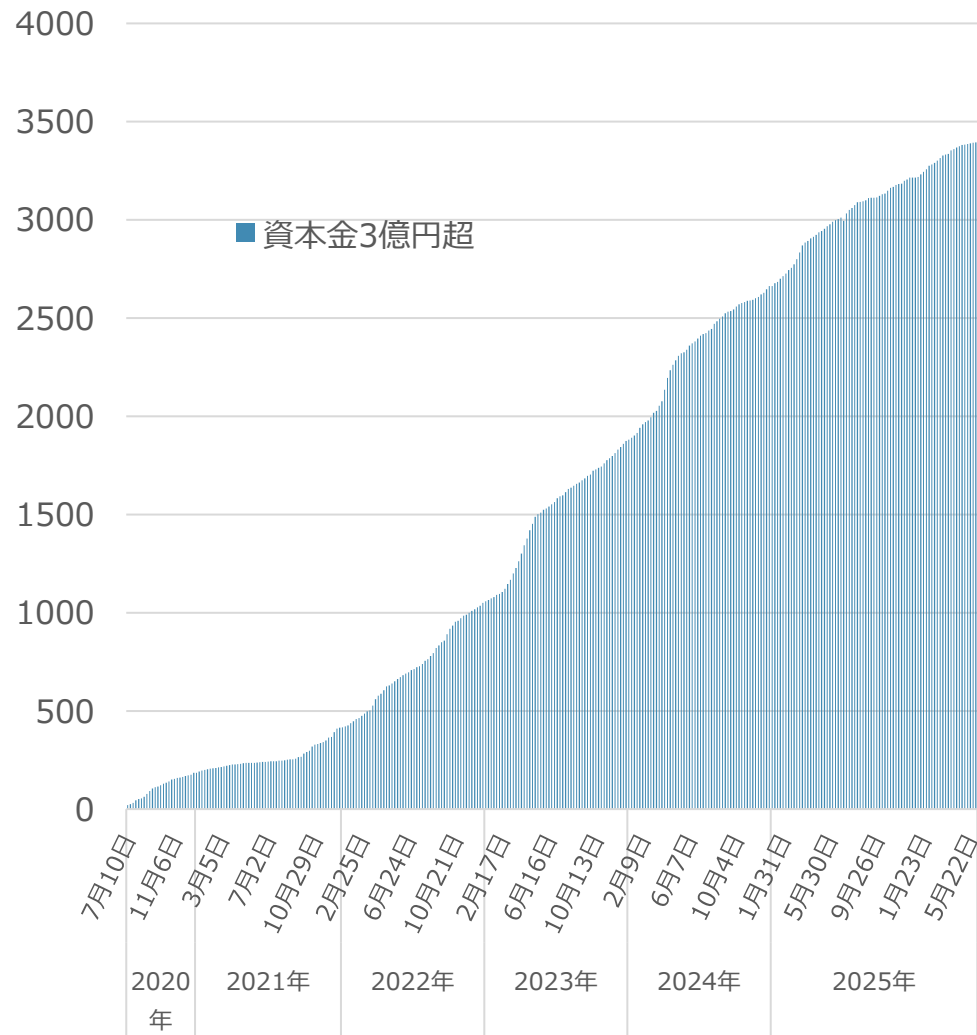
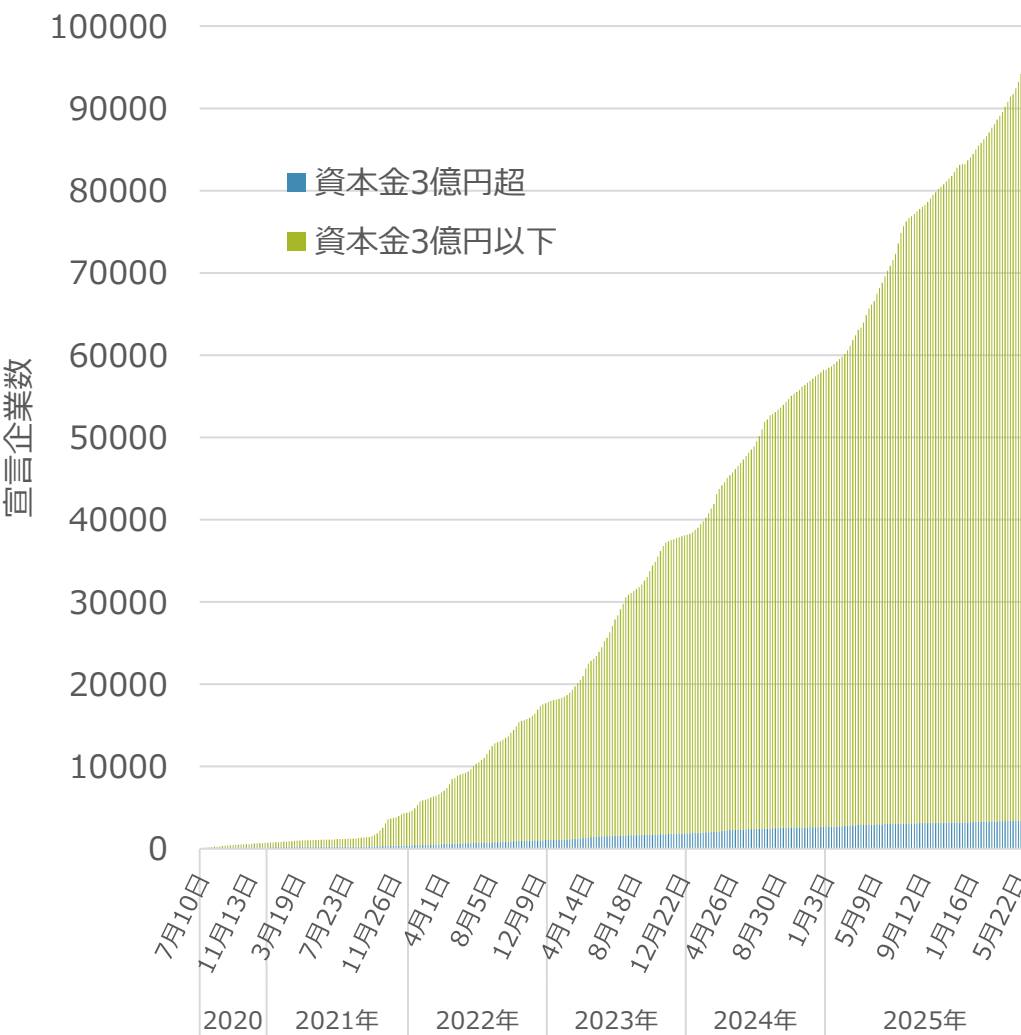
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2－3①】取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂）抜粋】**取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■宣言数の推移



2026年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2026年3月で10回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて業所管大臣名での行政指導等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年10月～2026年3月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2026年4月20日～6月3日

○回答企業数 69,625社（回答から抽出される発注企業数は延べ91,233社）

※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社

※参考：2025年9月調査：69,988社（延べ86,538社）

2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

○回収率 23.2%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年9月調査：23.3%、2025年3月調査：21.9%

②取引Gメンによるヒアリング調査

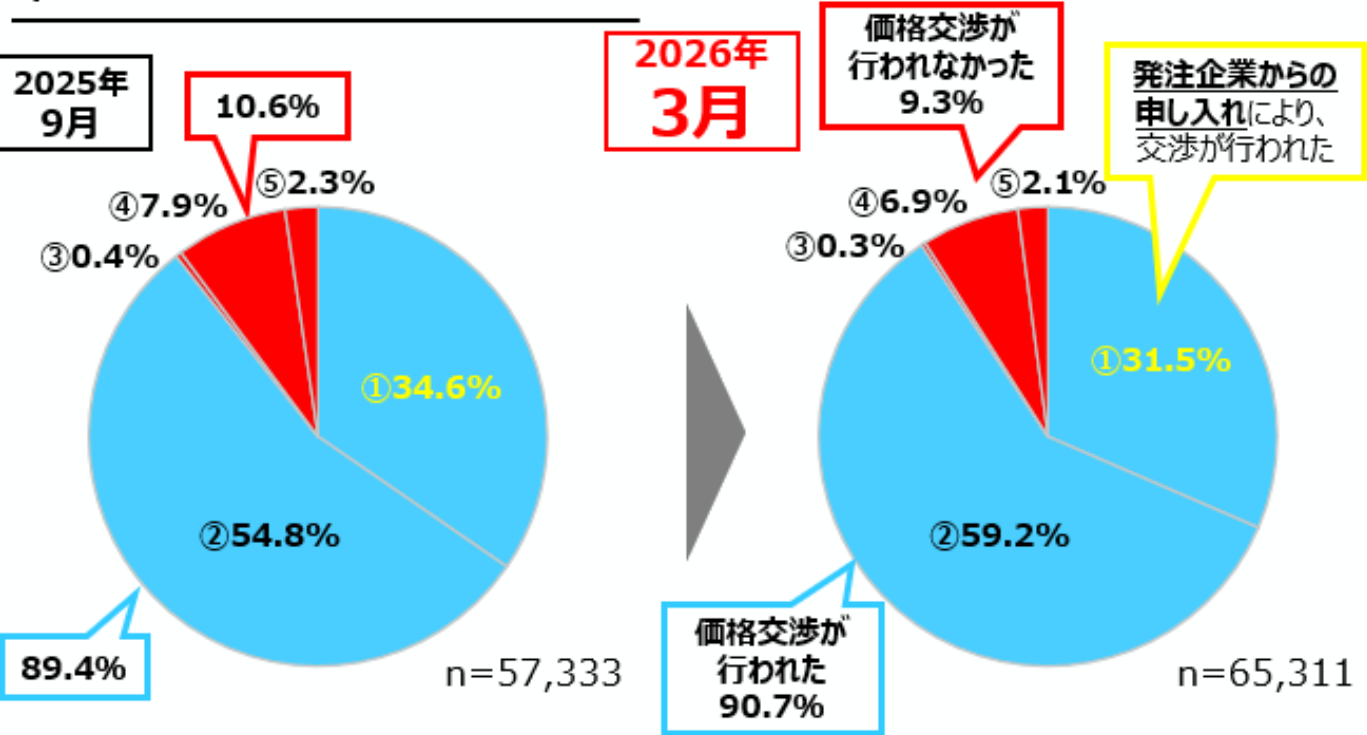
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

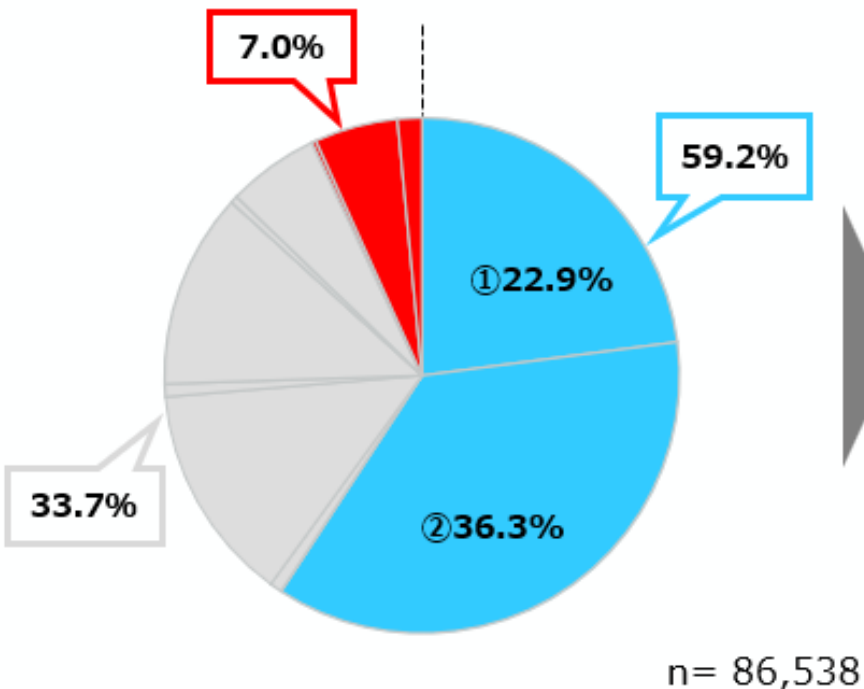
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

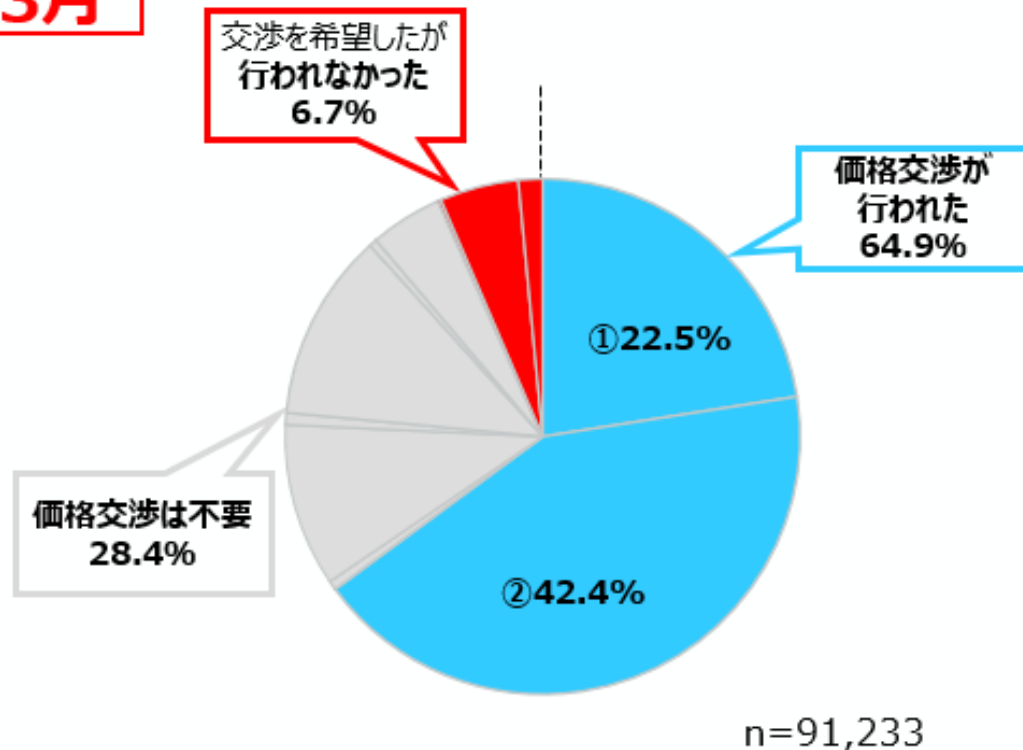
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約 **6 割** となり、前回から増加（前回59.2%→**64.9%**）。
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、**2 割超**（前回22.9%→**22.5%**）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は横ばい（前回7.0%→**6.7%**）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月



3月



【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

3月

n= 86,538

n=91,233

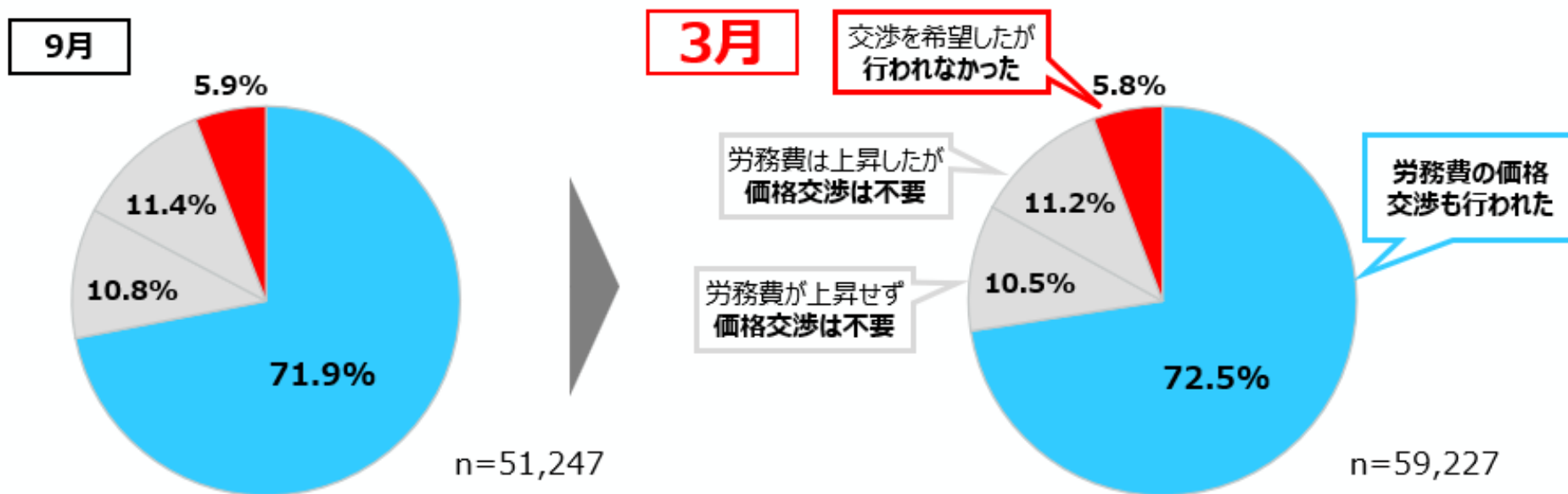
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.9%	22.5%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.3%	42.4%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	13.7%	10.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	11.8%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.8%	4.5%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.2%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.2%	5.0%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.5%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



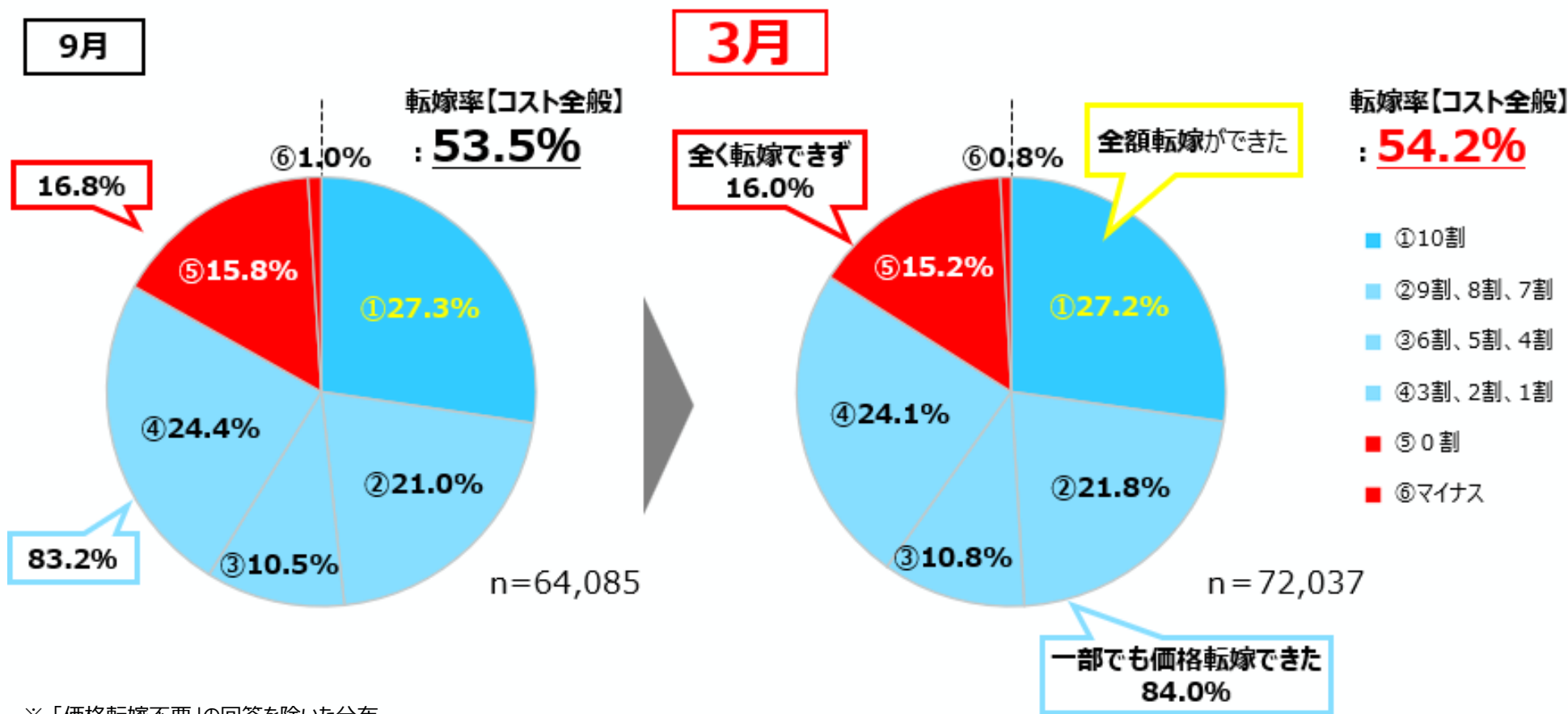
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



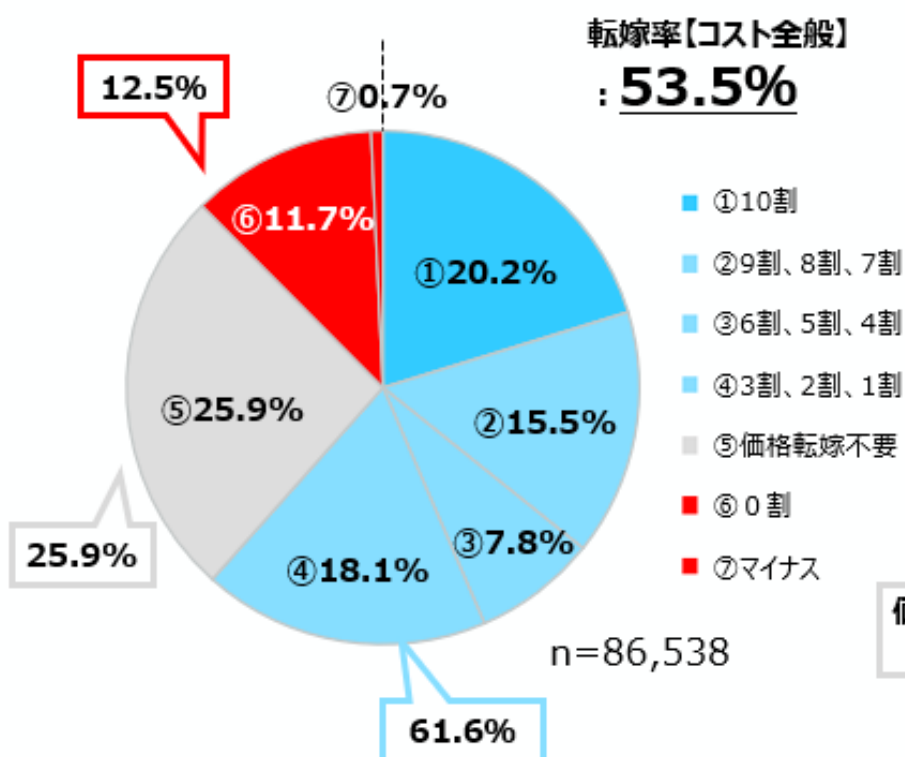
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

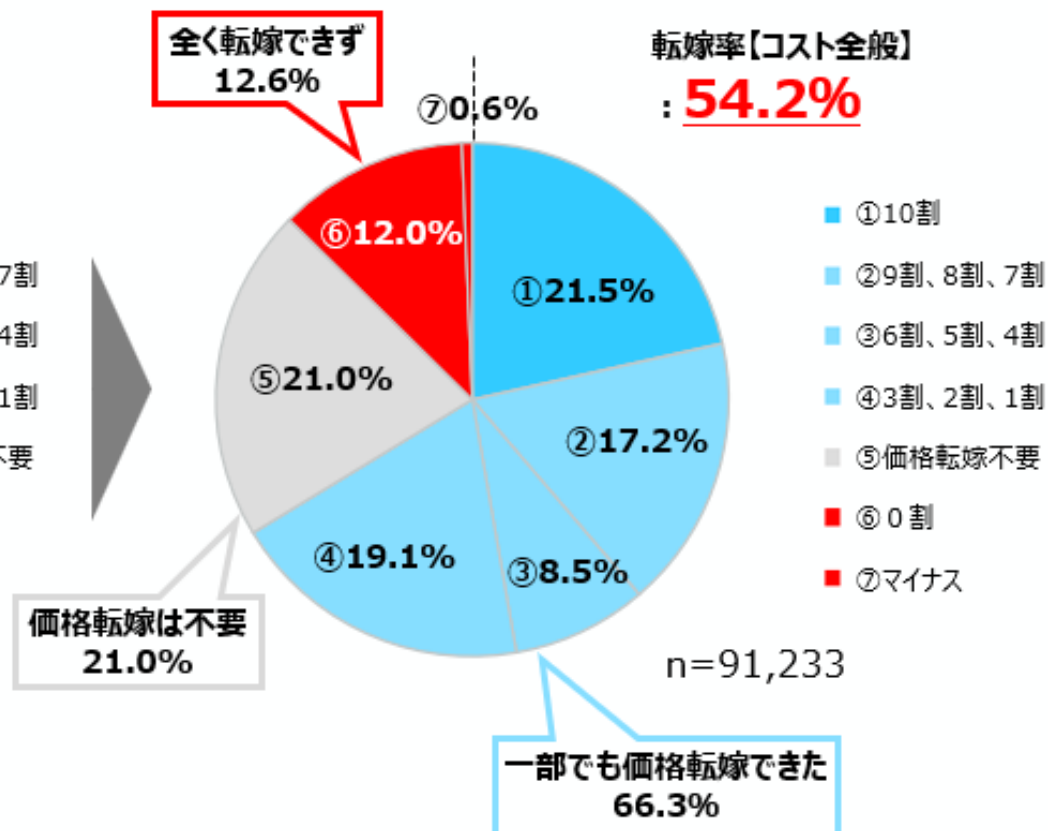
- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、7 割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は横ばいの状況（前回12.5%→12.6%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

9月

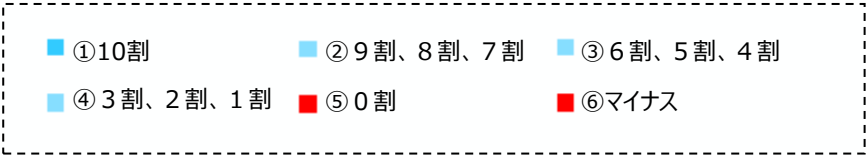
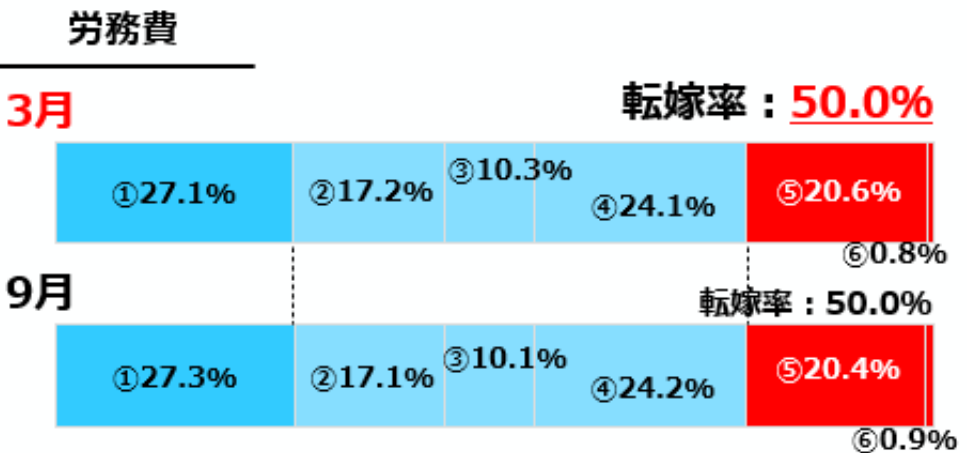
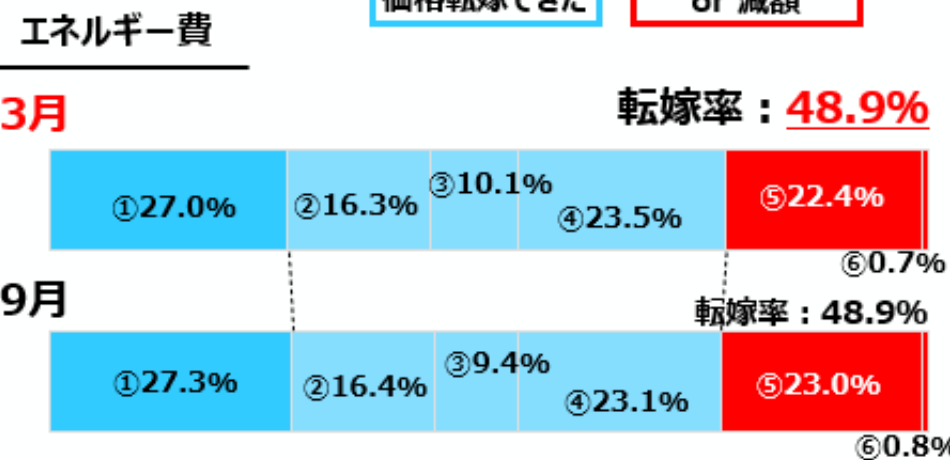
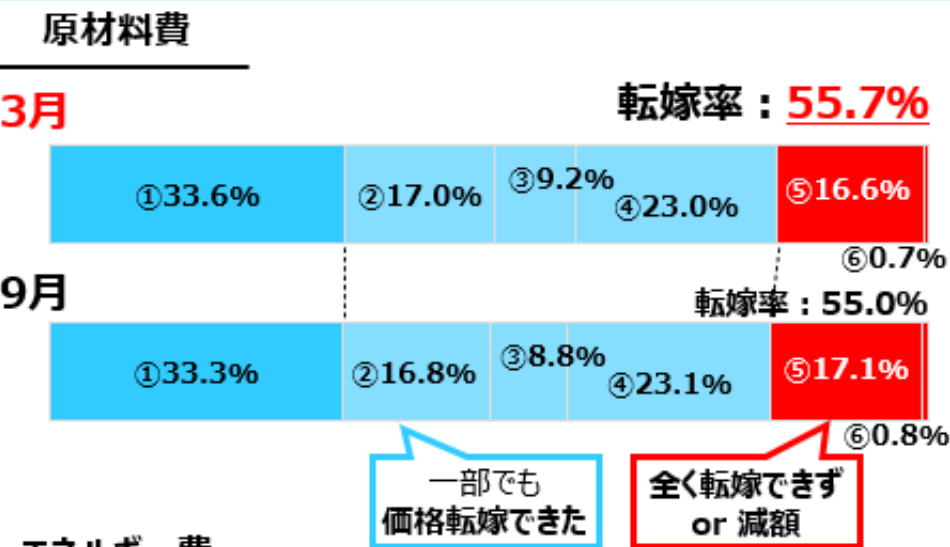


3月



価格転嫁の状況【コスト要素別】

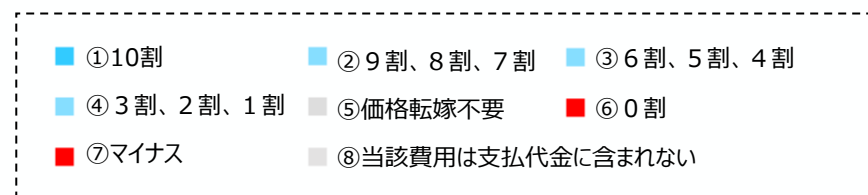
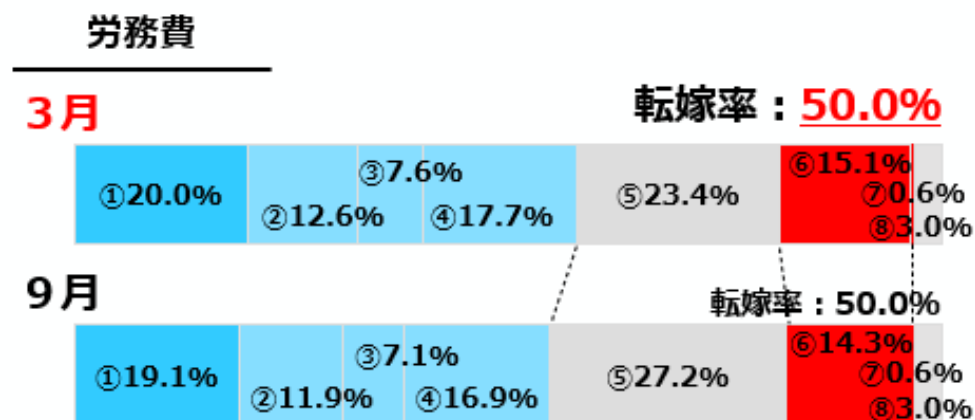
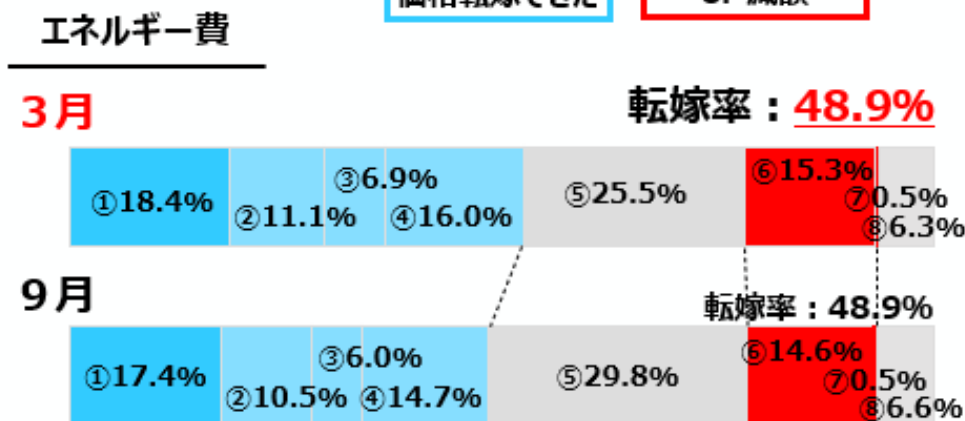
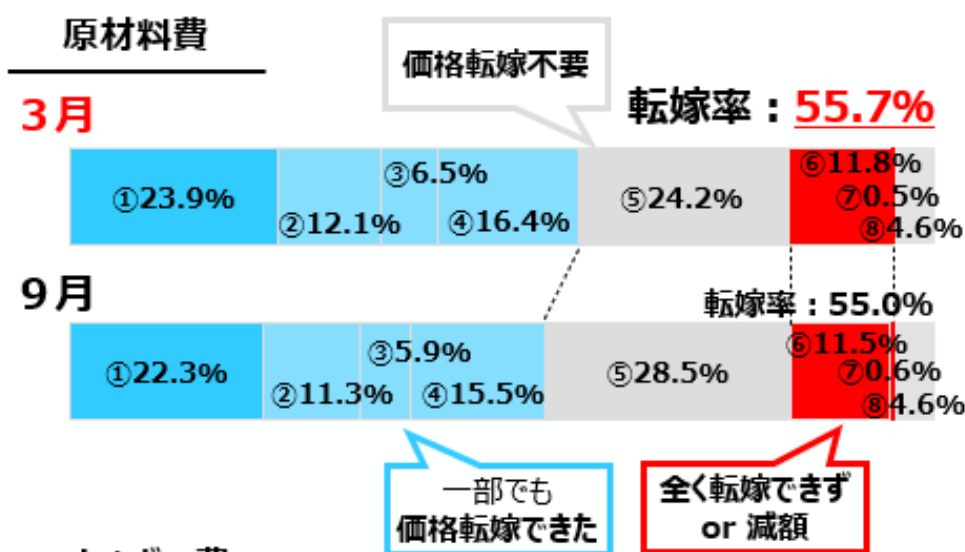
- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

【参考】価格転嫁の状況【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

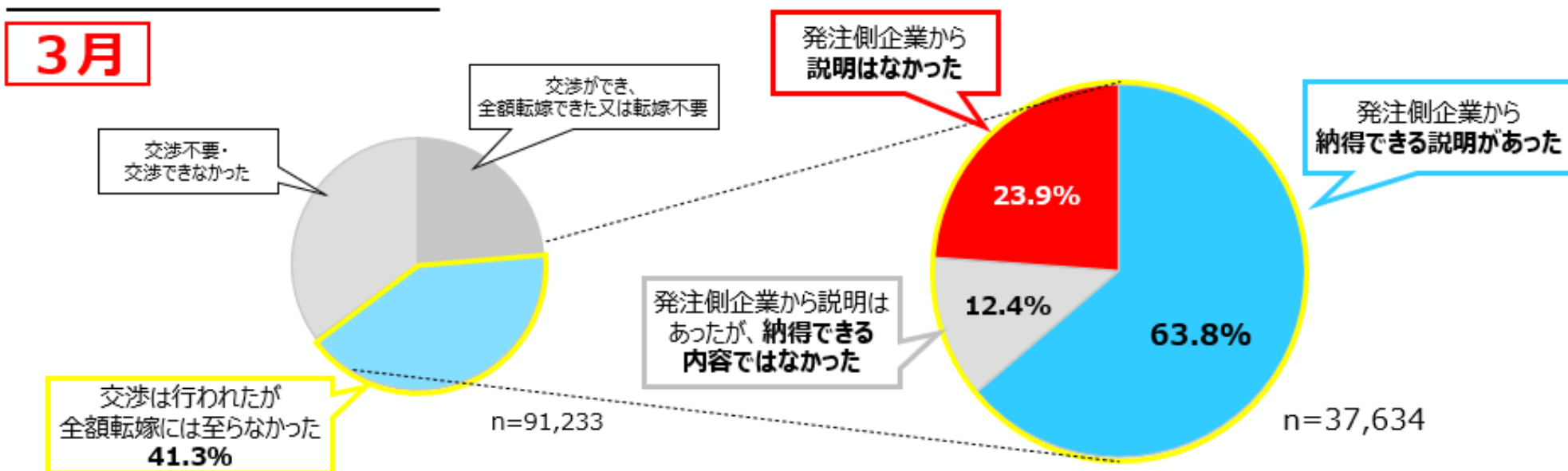
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ微増。
- 「全額転嫁できた」割合についても、いずれのコストにおいても微増の状況。



価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.3%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回36.6%→36.3%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
「中小受託取引適正化法」により、価格協議において、必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止されている旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社（受注側）にはコスト上昇についての詳細な根拠資料を求めるにも関わらず、一方的に価格を決められ、その根拠について発注側からの説明はない。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

交渉に応じている業種と応じていない業種の差が僅かに縮小。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点	
－	全体	7.39	(7.30)
1位	製薬	↑↑↑ 8.49	(7.22)
2位	造船	↑ 7.92	(7.58)
3位	建設	↓ 7.82	(7.96)
4位	化学	↓ 7.81	(7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80	(7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76	(7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70	(7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66	(7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58	(6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57	(7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52	(6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42	(7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41	(7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35	(7.13)
15位	卸売	↑ 7.31	(7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28	(7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25	(7.26)
18位	警備	－ 7.23	－
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22	(6.98)
20位	小売	↑ 7.20	(7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01	(6.77)
22位	金属	↓ 6.99	(7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95	(7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93	(6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88	(6.35)
26位	繊維	↑ 6.84	(6.38)
27位	印刷	↑ 6.81	(6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78	(6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54	(5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48	(6.42)
31位	ビルメンテナンス	－ 6.35	－
32位	トラック運送	↑↑ 6.27	(5.60)
－	その他	－	－

※（）内は2025年9月の平均点を示す。9月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、
↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、**転嫁率が数ポイントずつ上昇**し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点と**ほぼ横ばい**の結果となっている。

2026年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率					
全体			↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)
業種別	1位	化学	↓ 65.9%	(66.7%)	↑ 69.7%	(69.6%)	↓ 62.4%	(62.5%)	↓ 60.0% <th>(60.6%)</th>	(60.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 63.6%	(60.6%)	↑ 67.7%	(64.5%)	↑ 56.5%	(54.9%)	↑ 56.9%	(56.0%)
	3位	造船	↑ 62.4%	(59.4%)	↑ 64.9%	(63.9%)	↑ 57.0%	(55.1%)	↑ 56.9%	(54.1%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.0%	(57.2%)	↑ 62.7%	(60.7%)	↑ 52.2%	(48.4%)	↑ 53.0%	(48.5%)
	5位	機械製造	↑ 61.4%	(59.4%)	↑ 65.7%	(64.8%)	↑ 56.5%	(55.2%)	↑ 56.4%	(54.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.2%	(58.9%)	↑ 67.8%	(64.9%)	↑ 59.4%	(56.0%)	↑ 58.1%	(56.1%)
	7位	食品製造	↑ 59.5%	(59.3%)	↑ 61.9%	(60.2%)	↑ 53.2%	(53.1%)	↓ 52.6%	(53.2%)
	8位	製薬	↑↑↑ 57.2%	(46.7%)	↑↑ 57.6%	(50.8%)	↑↑ 52.6%	(46.0%)	↑↑ 51.1%	(42.6%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7%	(50.9%)	↑↑ 51.3%	(46.1%)	↑↑ 49.4%	(43.2%)	↑↑ 56.4%	(51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5%	(52.9%)	↑ 56.3%	(52.2%)	↑ 52.1%	(48.6%)	↑↑ 54.8%	(47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5%	(56.2%)	↓ 54.4%	(58.6%)	↓ 49.2%	(54.0%)	↓ 54.5%	(56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2%	(52.7%)	↑ 57.6%	(53.2%)	↑ 52.2%	(49.3%)	↑ 53.4%	(50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1%	(54.2%)	↑ 59.6%	(58.5%)	↑ 49.5%	(49.4%)	↑ 49.3%	(48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7%	(50.0%)	↑↑ 61.5%	(55.6%)	↑ 48.7%	(44.9%)	↑ 49.1%	(44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6%	(54.1%)	↑ 55.7%	(55.7%)	↓ 47.8%	(49.4%)	↓ 47.2%	(48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3%	(54.0%)	↑ 56.0%	(55.7%)	↑ 48.7%	(48.3%)	↓ 47.3%	(48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4%	(50.0%)	↑ 54.2%	(53.2%)	↑ 47.5%	(45.5%)	↑ 47.6%	(44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0%	(53.2%)	↓ 53.9%	(53.9%)	↓ 48.5%	(49.8%)	↓ 50.5%	(51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9%	(51.7%)	↑ 51.9%	(51.3%)	↓ 47.1%	(47.2%)	↑ 50.2%	(48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8%	(52.4%)	↓ 49.4%	(49.9%)	↑ 48.1%	(45.8%)	↑ 49.2%	(48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7%	(49.9%)	↑ 52.3%	(49.8%)	↑ 44.0%	(42.7%)	↓ 42.0%	(44.0%)
	22位	警備	－ 50.5%	－	－ 42.0%	－	－ 38.6%	－	－ 49.7%	－
	23位	繊維	↑ 50.2%	(48.1%)	↑ 52.6%	(51.6%)	↑ 44.8%	(44.6%)	↑ 44.8%	(44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3%	(48.9%)	↓ 48.1%	(49.8%)	↑ 43.0%	(42.3%)	↑ 44.8%	(44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9%	(47.2%)	↑ 51.7%	(48.9%)	↑ 42.7%	(40.9%)	↑ 42.5%	(41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1%	(46.6%)	↑ 46.6%	(46.6%)	↓ 41.8%	(43.4%)	↑ 47.6%	(45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0%	(43.4%)	↑ 43.9%	(43.6%)	↑ 35.2%	(33.5%)	↓ 42.2%	(42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4%	(42.3%)	↑ 43.3%	(41.9%)	↑ 38.9%	(38.7%)	↑ 38.3%	(38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0%	(41.1%)	↑ 40.4%	(38.0%)	↑ 39.5%	(36.0%)	↑ 37.8%	(34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4%	(40.1%)	↓ 38.3%	(41.6%)	↓ 33.0%	(34.2%)	↑ 37.9%	(37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	－ 40.2%	－	－ 36.0%	－	－ 34.2%	－	－ 39.9%	－
	32位	トラック運送	↓ 34.5%	(34.7%)	↓ 31.0%	(31.3%)	↑ 31.4%	(30.4%)	↑ 31.3%	(31.0%)
－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑／↓：～4ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：5～9ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落
 ※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 状況が改善した業種、悪化した業種の乖離が大きくなる結果となった。受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。

2026年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率									
					原材料費		エネルギー費		労務費					
全体			↑	54.2%	(53.5%)	↑	55.7%	(55.0%)	↓	48.9%	(48.9%)	↑	50.0%	(50.0%)
業種別	1位	化学	↑	65.7%	(64.5%)	↑↑	72.5%	(66.5%)	↑	61.7%	(58.8%)	↑	57.1%	(56.4%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	64.5%	(61.1%)	↑	68.3%	(64.6%)	↑	58.2%	(55.1%)	↑	58.3%	(56.8%)
	3位	紙・紙加工	↑↑↑	64.3%	(53.0%)	↑↑↑	68.0%	(54.9%)	↑↑	57.2%	(48.1%)	↑↑	56.5%	(48.6%)
	4位	機械製造	↑	63.9%	(63.4%)	↓	68.2%	(68.3%)	↑	60.6%	(60.4%)	↑	60.0%	(59.9%)
	5位	卸売	↑	62.9%	(61.8%)	↑	65.2%	(63.8%)	↓	54.6%	(54.7%)	↓	52.5%	(53.1%)
	6位	造船	↑↑	60.7%	(51.2%)	↑↑↑	61.9%	(51.9%)	↑↑	54.3%	(45.9%)	↑↑	55.5%	(48.1%)
	7位	自動車・自動車部品	↑	58.2%	(58.1%)	↓	66.5%	(66.6%)	↓	57.3%	(57.4%)	↑	57.1%	(56.9%)
	8位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑	57.3%	(51.9%)	↑	52.2%	(47.5%)	↑	48.2%	(44.4%)	↑	56.8%	(52.5%)
	9位	石油製品・石炭製品製造	↑↑	55.9%	(50.3%)	↑↑	64.9%	(57.9%)	↑	48.8%	(46.3%)	↑	48.7%	(44.7%)
	10位	金属	↑	55.8%	(54.8%)	↑	61.8%	(60.3%)	↑	51.3%	(49.7%)	↑	50.5%	(49.5%)
	11位	食品製造	↓	54.9%	(55.7%)	↓	56.1%	(57.6%)	↓	49.0%	(50.4%)	↓	48.4%	(51.0%)
	12位	広告	↑↑	54.8%	(46.8%)	↑↑↑	56.9%	(45.4%)	↑↑	50.7%	(40.8%)	↑	48.7%	(43.8%)
	13位	小売	↓	54.5%	(57.3%)	↓	56.2%	(60.0%)	↓	48.0%	(51.0%)	↓↓	45.5%	(51.0%)
	14位	建材・住宅設備	↑↑	54.4%	(48.2%)	↑↑	55.8%	(49.6%)	↑↑	47.5%	(42.4%)	↑↑	48.2%	(42.7%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	53.9%	(50.7%)	↑	50.0%	(48.2%)	↑	51.5%	(47.0%)	↑	50.9%	(49.0%)
	16位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.6%	(51.3%)	↑	50.2%	(49.7%)	↑	47.5%	(44.9%)	↓	42.6%	(45.2%)
	17位	建設	↓	52.3%	(53.4%)	↓	53.6%	(54.4%)	↓	48.4%	(50.7%)	↓	50.7%	(52.3%)
	18位	印刷	↑	51.7%	(49.1%)	↑	52.2%	(50.4%)	↑	43.6%	(42.2%)	↑	43.3%	(42.1%)
	19位	警備	—	51.5%	—	—	39.5%	—	—	40.1%	—	—	52.6%	—
	20位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	49.1%	(45.4%)	↑	51.2%	(47.8%)	↑	45.6%	(42.8%)	↑	46.5%	(43.0%)
	21位	飲食サービス	↑↑↑	46.8%	(33.0%)	↑↑	31.1%	(25.7%)	↑	30.0%	(26.5%)	↑↑↑	41.5%	(31.0%)
	22位	製薬	↑↑↑	46.7%	(30.0%)	↑↑↑	75.0%	(30.0%)	↑↑↑	48.3%	(30.0%)	↑↑↑	54.0%	(16.7%)
	23位	繊維	↑	46.5%	(46.3%)	↓	48.2%	(48.7%)	↓	40.6%	(43.6%)	↓	41.1%	(42.3%)
	24位	生活関連サービス	↑↑	46.3%	(37.6%)	↑↑	43.1%	(35.3%)	↑↑↑	42.9%	(32.2%)	↑↑↑	44.6%	(34.6%)
	25位	通信	↑	46.1%	(46.1%)	↓↓	43.7%	(49.7%)	↓	41.0%	(44.4%)	↑	49.5%	(46.1%)
	26位	ビルメンテナンス	—	45.3%	—	—	39.4%	—	—	36.5%	—	—	44.7%	—
	27位	廃棄物処理	↑	43.2%	(39.6%)	↑↑	41.8%	(36.7%)	↑	40.1%	(35.6%)	↑	39.9%	(35.7%)
	28位	不動産業・物品賃貸業	↓	41.0%	(49.0%)	↓↓	39.7%	(48.4%)	↓↓↓	36.9%	(50.1%)	↓	41.4%	(50.5%)
	29位	農業・林業	↓	38.3%	(41.4%)	↓	37.2%	(41.2%)	↓	35.0%	(38.3%)	↓	34.1%	(37.0%)
	30位	放送コンテンツ	↑	38.0%	(34.0%)	↓	34.7%	(34.9%)	↑	30.3%	(30.3%)	↑	34.4%	(32.5%)
	31位	トラック運送	↑	36.9%	(36.5%)	↓	32.2%	(32.5%)	↑	34.2%	(33.9%)	↓	33.5%	(33.6%)
	32位	金融・保険	↓↓↓	31.4%	(45.0%)	↓	36.0%	(36.4%)	↓↓↓	12.9%	(36.4%)	↓↓↓	25.0%	(50.0%)
—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

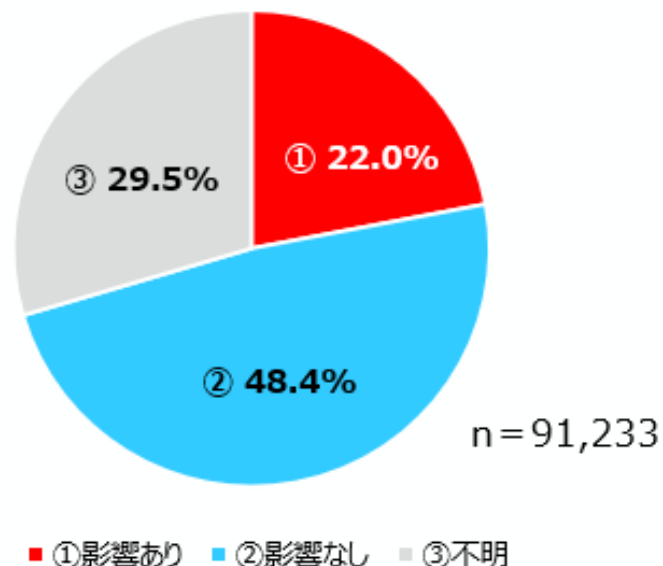
※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑／↓：～4ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：5～9ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落

※（）内は前回の転嫁率を示す。

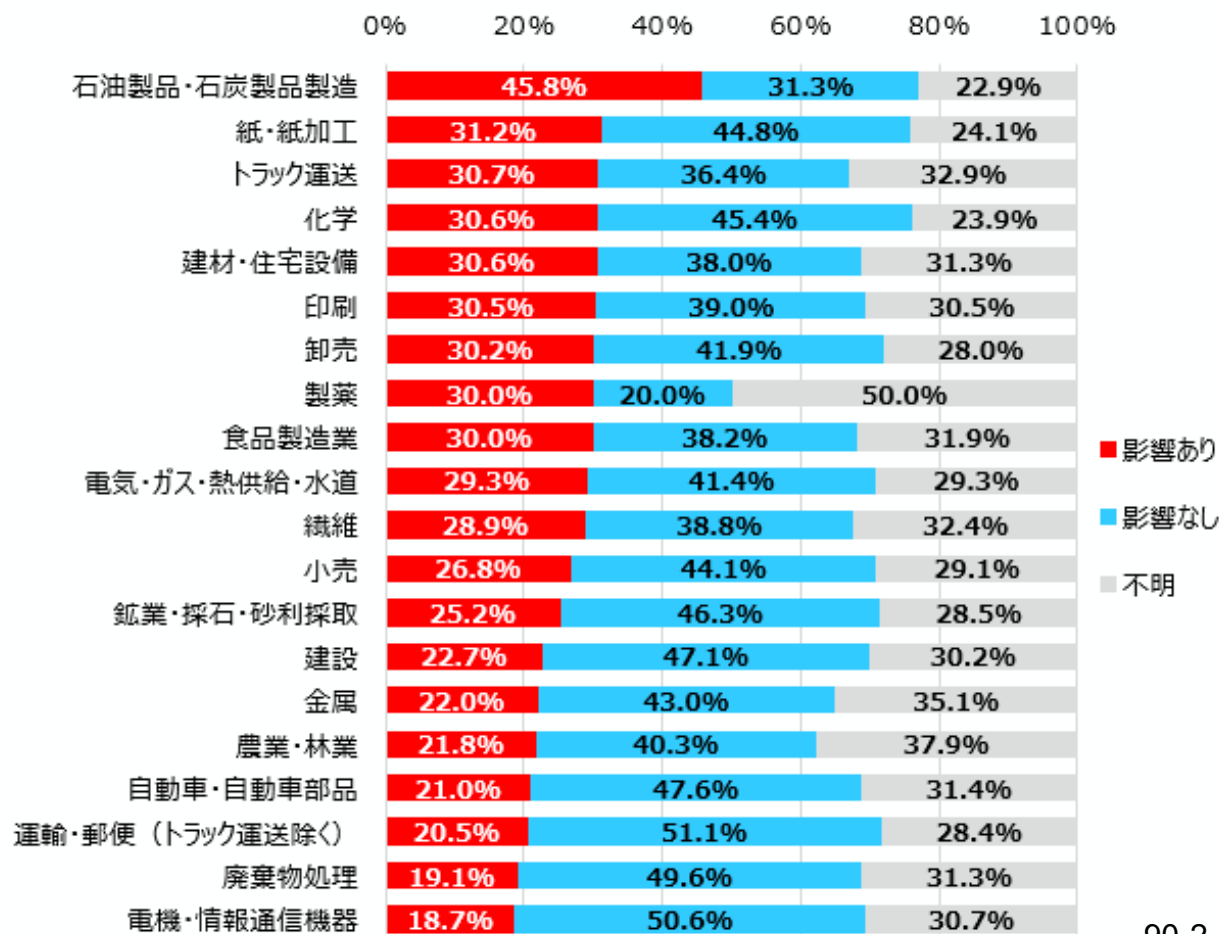
中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁への影響

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、今般の中東情勢の変化による影響の有無を調査。
- 「影響があった」と回答した企業は全体の約 2 割。また、「影響なし」が約 5 割、「影響は不明」が約 3 割。
- 「影響あり」と回答した企業の割合が高い業種は、石油製品・石炭製品製造業、紙・紙加工業、トラック運送業などとなった。

中東情勢による価格交渉・転嫁への影響の有無



受注側企業の業種ごとの影響有無（「影響あり」が多い上位20業種）



賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのように向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている



- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

<より深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

動画は[こちら](#)、または



3～5分
で見られ
ます！

消費者庁 物価について考える

検索

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。

※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。

※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



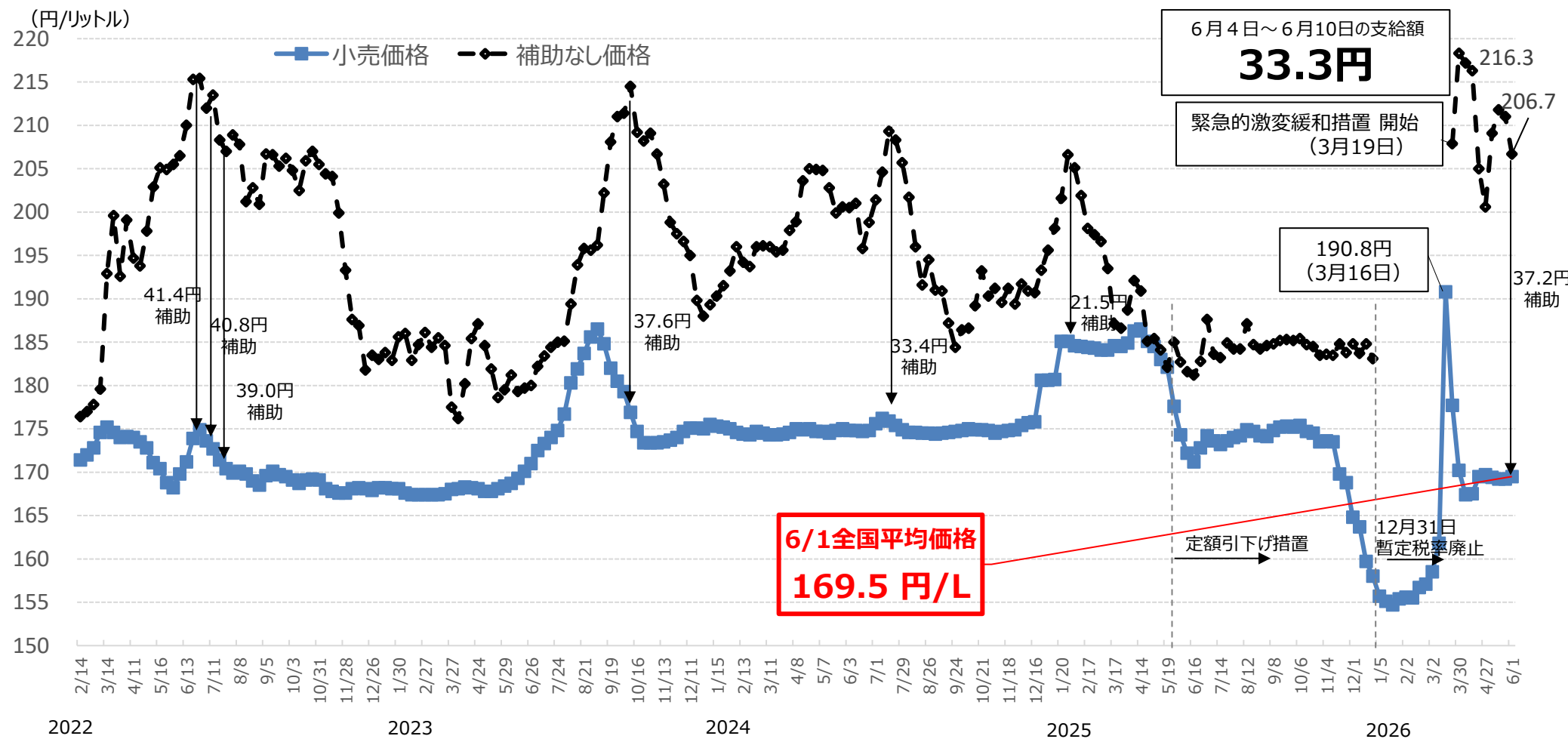
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価 = 翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）- 基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/m ³
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/m ³

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

いわゆる年収の壁の概要と対策

概要

対策（令和7年以降）

106万
(社保)
↓
撤廃

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない
- 加入すると、**厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる**

130万
(社保)
↓
対応

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと**給付面は変わらない**

➤ 令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）

⇒ 賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）

※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）

⇒ 企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。

➤ キャリアアップ助成金の拡充

⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）

➤ 被扶養者認定に係る見直し

⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）

⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）

※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。

⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃（公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行）

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

① 被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。

※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

② 学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

キャリアアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。
 ・左記メニューからの切り替え可。
 ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
 ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
 （被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
 ・賃金は基本給。
 ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

キャリアアップ助成金

令和8年度当初予算額 1,022億円（1,025億円）※（ ）内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円（1,020億円） うち職業安定局計上分 7億円（5億円）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。
また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）

- ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 - 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円（67.5万円）
- ②有期→無期： 45万円（33万円）
- ③無期→正規： 45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満： 4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満： 5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上： 7万円（4.6万円）

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円（30万円）

1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）＜75万円＞（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】

1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※（ ）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



（参考）「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。